

經 營	37
經 済	4

山村經濟機構の研究 (I)

(埼玉縣入間郡東吾野村の実態)

昭和 31 年 3 月

農林省林業試験場経営部

山村経済機構の研究(I) 正誤表

(埼玉県入間郡栗野村の実態)

頁	行	誤	正
四表目次	6	～月別風向 …… 4	～月別風向 …… 8
"	18	自作、小作地別～	自作地、小作地別～
1	7	西川村集	西川林集
3	4	この点～	これらの点～
5	3	～概況	～概況
"	10	4～10日	4～10月
11	2	百姓一撓	百姓一撓
"	3	倉持ち	蔵持ち
12	2	巾峯	中峰
18	15, 6, 7 13, 15, 18	経済更正～	経済更生～
20	10	"長沢、阿寺	"長沢
32	2	オ1次大戦講和～	オ1次大戦講和～
33	13	*「山村の概念～	*「山村」の概念～
"	16	～経済更正～	～経済更生～
"	18	「林野利用状況調査で～	「林野利用状況調査」で～
34	9	～分担の～	～分担の～
"	12	解するが、それは後述することとして、ここでは～	解するが、ここでは～
36	12	ある。後に詳かにするが、これら～	ある。これら～
41	18	大きいことではない～	大きいものではない～
42	13	賃労者は後で見るように、漸次～	賃労者は漸次～

頁	行	誤	正
43	14	鶏卵	鶏卵
45	5	～より低いことが～	～よりなお本村養蚕業の それが甚しいことが～
48	12	～よる、即ち～	～よる、即ち～
"	14	～の極く細細農家へ	～の極く細農家へ
49	"	計 3.4^ 8.5	計 3.4^ 8.5
50	8	～従事者とみる。	～従事者としがみられない。
"	18	産主の専業業別	産主を専業業別
50	11	5.0 反 7.0 反 6.9 10.0	5.0 反 7.0 反 6.9 10.0
56	17	「～経営状況調」	「～経営状況調」
59	10	「経営状況調」	「経営状況調」
61	15	として賃方に～	として賃労に～
62	11	(主として伐木送材、	(主として伐木盛材)
64	11	になつておるだろうか。	になつてゐるだろうか。
65	2	森林の現況	森林の現況
67	7	即ち～	即ち～
72	15	本村 私村 所有 所有	本村 私村 所有 所有
73	14	ことを始めた～	ことにより始められた～
75	8	あたつたか	あたつたか
79	14	占めてゐる。即ち本村	占めており、本村
81	14	オ28表	オ29表
82	2	このことは後述する本村民	このことは本村民
84	1	～所有戸数並びに自小作別	～所有戸数並びに自小作

頁	行	誤	正
85	17	10~20 町量が微でも異なるようにプロレタリア化へ	10~20 町量がプロレタリア化へ
87	13	林野所有に46町へ	林野所有は46町へ
88	10	筋肉労働化して	筋肉労働者化して
89	13	へ近郊へ賃労	へ近郊への賃労
90	11	以上を大山林	以上を夫々小、大山林
91	1	二つの二等辺へ	逆の二等辺へ
"	9	小山林乃至零細階層	小乃至零細山林所有階層
94	5	などのためである。	などである。
"	11	木材集型	木材集型
"	15	木材にへ	本村にへ
96	8	手織物	毛織物
97	5	オ・セのへ	オ・セ氏のへ
100	1	微ほどに一枯して	微ほどにあらためて
"	5	の状況をオ31表に	の状況をオ32表に
"	9	毛呂山等の進出が特色	毛呂山等への進出に特色
"	11	吾野の進出	吾野への進出
101		-104-	-101-
"	12	毛呂山村	毛呂山町
"	16	西神村	西神村
102	16	凡てが絶対に	凡てが他村に
104	15	大きいのに村長へ	大きいのは村長へ
108	13	植採し	植付し
109	1	(表の題名)	オ36表 15人持山立木売上分配

頁	行	誤	正
109	7	利用状況も	利用状況も
111	12	へよれば	へよれば
112	13	へノ情况	へノ情况
"	14	へ更正へ	へ更生へ
115	5	"	"
118	18	東京都 3 1.38 1 1	東京都 3 1.38 1 3.37
119	9	へに於てもこのへ	へに於て大きく占めるものこのへ
"	13	毛呂山が多いが、吾野だけ	毛呂山の順に多い。吾野のみ
"	14	類似している現象であるが	がオ2位であり、進出順位は同じであるが
120	15	本村には会社有へ	本村には会社有へ
122	18	「東吾野森林組合の発展」	「東吾野森林組合の発展は」
122	18	へ昭和30年)	へ昭和31年)
129	4	山林を所有する	山林をのみ所有する
"	15	というが、ノ昨年	という。しかし、ノ昨年
"	17	へた。しかし昨年へ	へた。だが昨年へ
131	12	2~3割の山主	2~3割方山主
132	7	へ的小規模	へ的な中小規模
135	8	へでやる	へである。
137	14	製材部も独占的	製材部は独占的
139	15	へ資本の系譜をへ	へ資本による成立の系譜をへ
"	17	他地区にへ	他市町村にへ
140	5	更正	更生
"	12	村に寄附する	村に工場を寄附する
142	10	(20%)	(22%)

山村經濟機構の研究(I)

(埼玉県入間郡東吾野村の実態)

《目 次》

その一、一般的叙説

一、村の自然的條件	1
1、位置、面積	1
2、地勢、地形、地質	1
3、気 象	3
二、村の社会的條件	9
1、行政的沿革	9
2、文化的沿革	12
3、社会的性格	15
三、村の経済的実態	21
1、経済的沿革	21
2、経済の基礎的條件	23
(1) 人口、戸数	23
(2) 土地利用	32
(3) 産 業	34
3、農 業	47
(1) 農家戸数	47
(2) 経営規模	49
(3) 自小作別面積	52
(4) 農地の移動	55
(5) 作物生産	56
(6) 農家よりみた農業	58

その二、林業構造

一、森林の現況	65
二、山林所有の構造	73
1. 沿 草	73
2. 公有林	75
3. 私 有 林	76
(1) 社寺所有林	76
(2) 個人所有林	81
(3) 本村山林所有者の他村所有	100
(4) 共有林	105
(5) 借地林	111
4. 不在村者の本村土地所有	118
5. 森林組合の機能	122
三、木材業	124
1. 伐木業	124
2. 素材業	126
3. 製材業	134

あとがき

< 図 表 目 次 >

…表…	
才1表 昭和27年名栗村気象概況	5
2 昭和11~15年名栗村最高、最低、平均気温	6
3 明治41~昭和19年名栗村月別平均降水量	6
4 昭和27年名栗村月別風向	4
5 昭和23~27年東吾野村並びに全国死亡数、死亡率	15
6 東吾野村における神社、寺院	20
7 東吾野村地目別土地面積	33
8 東吾野村産業別戸数及び人口	35
9 東吾野村主要産業別生産価格	41
10 東吾野村主要産物別生産価格(昭和10年)	43
11 東吾野村における養蚕と用材	44
12 農家戸数割合	48
13 経営規模別農家戸数及び人口並びに農業従事者数	49
14 農業労働手段	51
15 経営規模別自小作農家数	52
16 自作、小作地別経営面積	54
17 自小作別農家戸数割合の推移	55
18 農産物作付面積並びに生産量	57
19 専業別農家数	59
20 零細農家の兼業	63
21 森林の種類別面積	65
22 樹種別蓄積	66
23 普通林令級別面積及び蓄積	67
24 造林面積	69
25 所在地別林野所有形態	72
26 社寺所有林面積	77
27 全国及び東吾野村社寺有割合	77
28 K寺責任役員山林面積及び取集	80
29 所有規模別村民林野面積並びに所有者数	82
30 林野所有規模別耕地併有面積、所有戸数並びに自小作	84
31 林野所有規模別村道建設状況	86

才32夜	本村山林所有者の他市町村への進出	101
・33・	村内山林所有規模よりみた村外山林所有規模の戸数	103
・34・	共有林の共有者数別件数、面積	105
・35・	共有林所有の実質、形式別	106
・36・	15人持山立木売上分配	109
・37・	不在村山林所有者出身町村別所有状況	118
・38・	大中不在村山林所有者の面積、取集	120
・39・	素材業者取引量並びに主要取引先	127
・40・	東吾野村製材工場の概況	134

…図…

才1図	東吾野村年令別、性別人口構成	24
・2・	東吾野村5才毎年令別、性別人口構成	26
・3・	東吾野村人口、戸数動態	30
・4・	大正末～太平洋戦争日本経済史概略図	38
・5・	輪	70
・6・	山林所有階層にみた所得依存度	90
・7・	補足収入のいみ	126
・8・	東吾野木材の流通過程	142
・9・	木材価格構成割合	144

…附表…

才1表	明治42～昭和29年(1909～54) 東吾野村人口、戸数表	147
-----	--------------------------------	-----

…附図…

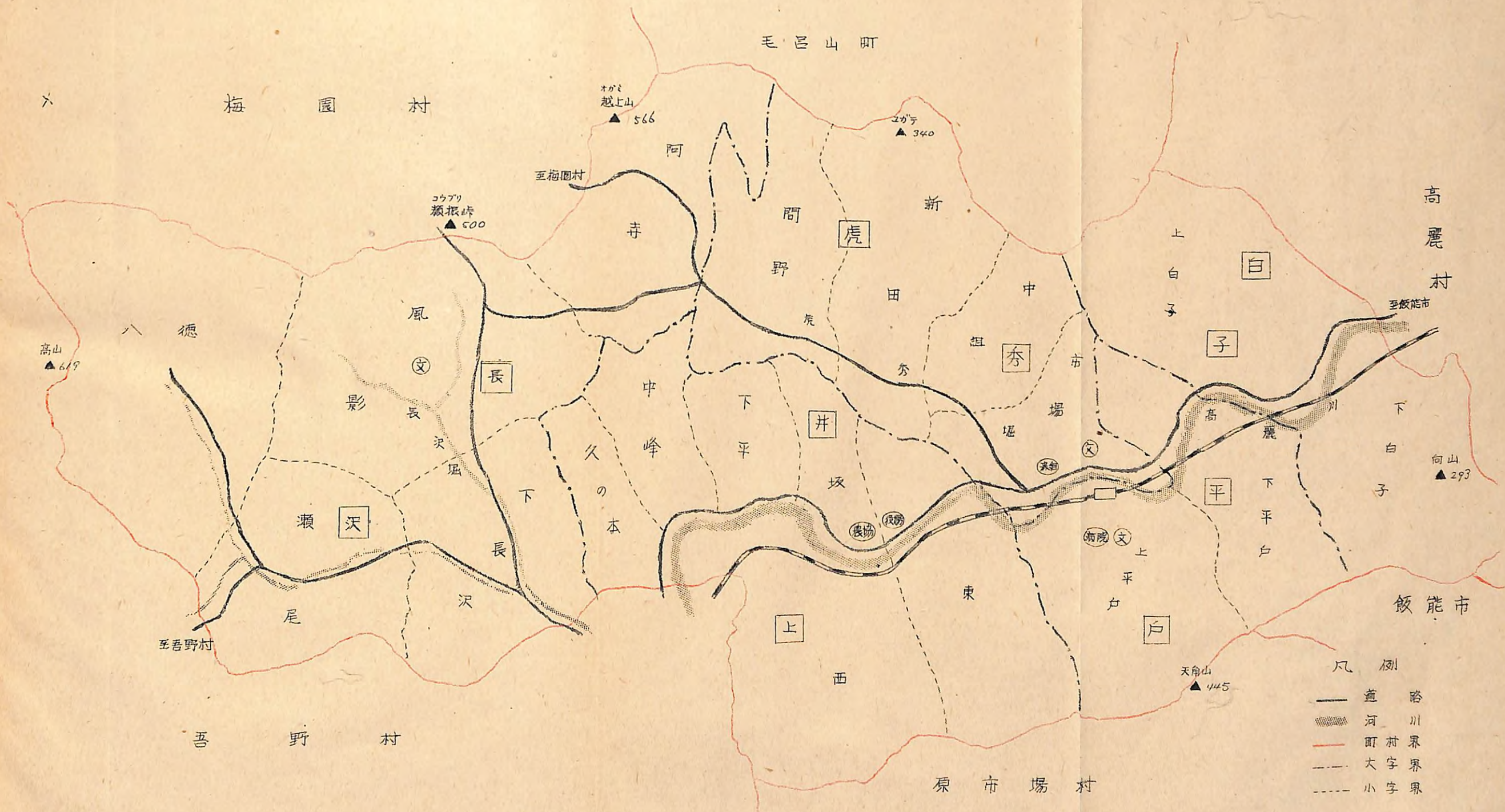
才1図	大正14～昭和17年東吾野村主要生産物生産価格指数 並びに 東京市主要商品卸売物価指数のうごき	148
-----	--	-----

…地図…

東吾野村略図	巻頭折込
東吾野森林樹種別、所有別略図	〃



東 吾 野 村 略 図



東吾野森林樹種別、所有別略圖



凡 例

- 畑
- 村有林
- 公有林
- 広葉樹林
- 無地 針葉樹林

その一 一般的叙説

一、村の自然的条件

1. 位置、面積

東吾野村は埼玉県入間郡の略々西部に位し、西に吾野村、南に原市場村、南東に飯能市、東に高麗村、北東に毛呂山町、北に梅園村によつて夫々囲まれている。西武鉄道池袋線で東京の池袋駅より約1時間10分、48 Km. で西川村、業地の門戸であり分村にまつわる問題でその名を広めた飯能につく。そこより全鉄道吾野線に乘換えて約10分8 Km. で東吾野に着く。村役場所在地をもつて凡そこの村の位置を示すと、東経 $139^{\circ}15'$ 、北緯 $35^{\circ}54'$ である。

面積は東西に長く約7.5 Km. 南北に短く約4.5 Km. で凡そ 19.76 Km^2 (台帳面積 10.18 Km^2) の小さな山村である。

2. 地勢、地形、地質

この地帯は広大な関東平野が秩父山系に近づく最初の低

山地帯である。東飯能から電車でもものの2,3分もたたないうちに既にスギ、ヒノキの民有林の中に入る。こうして吾野までつづくのであるが、本村の地勢はそれらの一部分であつて、今は昔荒川の下流隅田川が、江戸時代の重要な交通路として栄えたころ、その上流が支れて入間川、更に高麗川となり、名だたるものであつた。丁度この清流高麗川が村をノ対又のほどに分断、東西に貫流し、更にこれから又、3の大字の境界をなしている虎秀堀、長沢堀などと溪流が南北に分れている。往時よりこれらの高麗本流や支流に沿って県道その他の道が発達し現在に至っている。海拔高は大字平戸の市街地の低地帯で120m、大字長沢^{ヤツビ}八徳部落の山地帯の最も高いところで580mの間である。高い山はないが、^{こうぶり}顔振峠500m、その右手の越上山566.5mが主なものである。

地形は概ね緩斜(20度未満)乃至急斜(35度未満)の山地であり、僅かに農耕適地は高麗川に沿うて開かれており、溪間、山頂平坦部にも多少農耕地が点在する。しかし“山村”の名の示す如く村面積の85%は山林で占められている。

地質は秩父古生層に属し、土性は砂壤土又は埴壤土である。

地勢が傾斜して排水の良いところが多く、かゝる土地は非常に植物の生育に適している。この点からみても、この地質に対してスギ、ヒノキが適していることが知られる。

3. 気 象

この村における極めて概略なこれまでの風水害をみると、明治43年(1910)8月初旬の豪雨では、高麗川の水位はあがつたが幸い氾濫にまでは至らなかったが、山崩れがあつた。隣村の吾野では生き埋めがあり、山1つへだてた名栗では名栗川氾濫で交通杜絶、圧死者も多数出た。しかし本村においては幸い被害はなかった。その後、昭和11年(1936)2・26事件当日の大雪で枝折、倒壊木が多数でて山林の被害を見た。昭和17年にも大出水があり東吾野、旭両橋が決壊し、^く久の^む本部落では道路が

土砂のために破壊された。昭和22年(1947)7月15日のお盆の最中に洪水があつたが、被害はほとんどなかった。

この村に気象観測を行つていところがなく、且つ森林組合編集の村勢紹介にも、僅か平均気温 13.8° 、年降水量 1750mm 、降雪年4~5回、その量最高約 30cm としかない。

風については、オVI森林地区の施業計画によれば、常風は夏季は南東風、冬季は北西からの季節風を主としているのみで、詳しく分らない。しかもこの測定方法は机上的なものなので、どれ程実際と一致しているかは分らない。それで、本村の気象と殆んど同一地位条件にある名栗村における区分観測所の数値をもつてこれにかえることにする。なお、名栗村の方が本村より高地にある関係もあつて、気温は平均 $1\sim 2^{\circ}$ 低目であり、積雪については $1\sim 2\text{cm}$ 多い。昭和27年における気象概況を示せばオI表のとおりである。この年の最低気温が12月末になつており、また最高月降水量が 402.3mm のような大きな数値で、降水

日も6月になつておることは、例年のことではなくて27年の特異性を示すものとして見られたい。

第1表 昭和27年名栗村気象概況

最高気温	34.5°C (8月),	最低気温	-8.0°C (12月27日)
		平均気温	13.4°C
最高月降水量	402.3mm (6月),	最低月降水量	18.7mm (12月)
		平均月降水量	145.7mm
初霜	11月2日,	初雪	12月9日
降雨期	4~10日,	乾燥期	11月~3月

(熊谷区内観測所・名栗村役場委嘱観測)

少し古いが、昭和11~15年(1936~1940)5ヶ年間の平均気温を示せばオII表の通りである。

また昭和27年並びに明治41~昭和19年(1908~1944)における月別平均降水量を示せばオIII表の如くなる。

第2表 昭和11～15年名栗村

平均気温	月	1	2	3	4	5
最高 平均気温		8.6	8.9	12.9	18.4	22.9
最低 平均気温		-6.0	-4.5	-0.1	4.6	9.8
最高最低合計平均気温		1.3	2.2	6.4	11.5	16.4

註：最高平均気温とは、その日における最高気温を月毎に
集計平均したものである。最低平均気温もこれに準ずる。

第3表 明治41年～昭和19年名

年別降水量	月	1	2	3	4	5	6
1952年 平均降水量		65.4	56.1	120.0	207.9	89.0	402.3
1908～1944年 平均降水量		30.7	57.1	82.9	108.1	147.9	195.5

最高、最低、平均気温

6	7	8	9	10	11	12	平均
25.2	30.2	30.0	26.9	21.3	16.7	11.6	19.5
14.4	20.0	20.1	16.8	10.5	4.0	-2.4	7.3
19.8	25.1	25.1	21.9	15.9	10.4	4.6	13.4

(中央気象台産業気象課・名栗村役場委嘱観測)

栗村月別平均降水量

7	8	9	10	11	12	年降水量	平均 降水量
240.3	216.7	118.7	129.7	82.9	18.7	1,747.8	145.7
259.2	354.5	320.1	217.1	82.5	36.1	1,891.7	157.6

(全 前)

風についての昭和27年の数値を示す。

第4表 昭和27年名栗村月別風向

月 風向 及静穏日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
最多風向	N	N	N	E	E	E	E	E	E	N	E	E
静穏日	13	12	11	18	12	24	9	9	13	14	10	9

(全 前)

以上で東吾野村の隣村の気象数値を示したが、気温についていえば、名栗村の方が概括的にみて少々大陸性であり、降水量は県内としては極めて多い地方で、スギの適地であることが分る。

二. 村の社会的条件

1. 行政的沿革

村の大字井上に今もなお鎌倉の名を冠している橋があるところから見ても、現在村を貫通する川越秩父道はその昔鎌倉時代に信濃—上野—武蔵（埼玉県児玉—秩父—正丸—吾野—高麗—川越）—相模（鎌倉）の通路になっていたことが、古文書、古老によつていわれている。従つてこの地方の開拓は、現在までの資料に徴する限り、源頼朝が征夷大將軍になつた12世紀後期に始まつたのではないかと思われる。頼朝政權担当のころ比企、入間、高麗の3郡は比企よしか能員の領地であつた。すぐる昔は「吾那」といつており、「吾那越生郷」という名がでてくるところから見ると、現在の越生町、梅園村附近まで含まれていた時があつたらしい。また「吾那」には上、下があり、吾那上が現在の吾野村、吾那下が東吾野村とみて差支えない。当時における下吾那は現在の本村平戸、虎旁、井上、長沢である。天正7年（1579）、横手の山口氏は現在の本村のうちの白子

において20の地を領していた。徳川4代將軍の寛文(1661~72)のはじめより、この地方は天領(幕府の直轄地)として代官の支配を受けており、寛文の検知(江戸時代における土地調査)は全8年(1668)5月坪井治右衛門により実施された。このころ現在の大字井上は下井上村と上井上村とに分れており、東組、西組、坂組、下平組、中平組、久の本組の、丁度現在の同名の部落と全く同じく6区分されていた。下井上村は東組、西組の中間で入組んでおり、風土記によると、「下井上は上井上に孕まれている」とある。東組の有力者が作った特別区であるらしい。その後元禄(1688-703)に入り、この村は従来の入間郡から高麗郡になった。享保17年(1732)に現在の村を構成する白子、平戸、虎赤、上井上、下井上、長沢は譜代大名黒田直邦(初代)の領となり、幕末まで続き、深谷の近くの岡村に全氏の陣屋ができ、岡役所の支配下におかれた。明和(1764-71)のころから約20年ほど自然的条件(天災、地震、飢饉など)の悪化とともに、悪疫が流行し、その上当時徳川幕府の側用人田沼意次の悪政が加わり、

住民は塗炭の苦しみを味あわされた。慶応2年(1866)江戸、大阪に打毀し、全国に百姓一揆が盛んに起ったが、この地方においても穀倉地帯である飯能の倉持ちに隣村吾野や名栗の村民と共に、この村の一部の農民も打毀しに加わった。

明治2年(1869)版籍奉還と共に黒田領から解放されて久留里藩となり、同4年久留里県、次いで入間県となり、同6年熊谷県、同9年埼玉県、同12年入間高麗郡役所々轄高麗郡、同17年虎赤聯合となり、明治21年4月市制町村制公布と共に翌年4月より東吾野村が生れた。初代村長は大字長沢の田島金助氏であり、同29年入間郡に編入されて現在に及んでいる。現在既にのべたように5部落からなり、高麗村に最も近い大字白子はこの村の穀倉地帯であるが、下白子、上白子部落よりなり、大字平戸は駅、中学校、病院など公共施設があつて、これも下平戸、上平戸の2部落より、大字虎赤は一部が市街地を形成し、西川枝の東吾野枝としては枝賃は当地域のが最も優れているといわれ、市場、中組、新田、間野の4部落よりなる。大字井

上は村の中央部に存して役場、農協などの行政機関があり、東組、西組、坂組、下手、巾峯、久の本の6部落よりなっている。また最も山間部にあり、吾野村へ出る方が近い大字長沢にあっては、下長沢、^{せび}瀬尾、^{ふか}八徳、^{あそ}風影、阿寺の5部落よりなり、総て村は5大字 / 9部落より構成されている。

2. 文化的沿革

現在の八徳、風影、阿寺の山間部には早く人が住んでいたらしく、隣村吾野村ではあるが殆んど八徳部落境にある国宝高山不動尊で有名な高山(618.8m)は約1,200年前に建立されたといわれる由緒ある古刹であり、この地方の文化発祥地として有名である。かゝる点よりみて、また当時は自給自足型のいわゆる閉鎖的経済であつたから、交通の頻繁な秩父鎌倉道の近くにあつて畑を荒されたりなどするより安全であり、小中動物がすぐ捕獲出来、食用の便に供せられる樂土として山間部からこの村の文化が生れたらしい。

風土記によると鎌倉峠は旧道のころ主要な通路であり、下平、久の本の方は土人のみ通るとある。

なお道路にそつて流れる高麗川は元祿時代から木炭搬出路として即ち筏流しによつて大正初めまで大いに活用された。今は流送は全くと絶え、凡て陸送によつてゐる。

大正10年(1921)隣村吾野村に発電所が設けられ5月に電化が一応完了し、才又次工事の全11年間野、風影、阿寺に、昭和19年(1944)八徳に電気が送られた。余談であるが、当時電燈をうちわで消そうとした若もこの村に残つてゐる。

昭和4年(1929)に吾野線の開通をみて今日にいたつてゐる。自転車も大正に入つてからこの村においても流行し、又所沢飛行場も近くにある関係から飛行機もこの頃から時々飛ぶことができた。昭和に入り、ラジオが漸く普及して来た。

現在交通機関としては、西武鉄道電車と共に唯一の県道を全社のバスが日に飯能 - 吾野を3往復している。バスは電車不通の折などの臨時的なとき以外は余り乗客はない

が、全社のこの地方の交通路線に対する独占工作とみられる。村にはいま交通の手段として自動車1、三輪オートバイ2、オートバイ6、自転車436、荷台車88がある。

道路は鉄道5120m、県道9186m、村道115,694mである。電話の開設は東吾野局管内は昭和26年4月に25口、吾野局管内は翌年10月5口がなされた。

小学校は市場と風影に支々ノ枝づつあり、中学校は学校教育法により、昭和22年4月に駅前の上平戸に建てられた。

この村に近郊で有名な村立の国民健康保険組合の病院が昭和23年より開設された。全病院の調べによるこの村の死亡者数及び死亡率はオ5表の通りである。これによると、当村の死亡率は全国のそれに比し昭和27年を除いて、高くなっている。

オ5表 昭和23~27年東吾野村並びに全国死亡数、死亡率

年	東 吾 野 村			全 口
	総人口	死亡数	死亡率 (人口1000人対比)	死亡率 (人口1000人対比)
昭和23年	2,828 ^人	40	16.4%	11.9%
" 24 "	2,830	24	8.4	11.6
" 25 "	2,831	34	12.0	10.9
" 26 "	2,793	29	10.3	10.0
" 27 "	2,790	22	7.8	8.9

(全国死亡率は「朝日年鑑」1954年版による)

3. 社会的性格

戦国争乱後大名の領地吸収によつて多くの家臣が浪人となつたが、それらの者の中で村に土着帰農した者は家柄、身分等によつて勢力を得、彼らの子孫は幕末に至るまでこの村の上部支配階層を占めていたのではないかと云われて

いる。彼らはかくて家柄、身分などによつて決定づけられた地方支配の座に坐り、名主、組頭となつた。古くからこの地方に住んでいる農民は、こゝに全くその座をうばわれたのであるが、この隔絶された差別を天明（1781～8）のころ、経済的勢力を背後にもつた小林茂八氏が打破せんとして立つた。また弘化2年（1845）に施餓鬼等の行事にも封建的な理由により仲の間とか^{よりつき}寄付とかの座席順序があつて、上席者はたえず威圧的態度を示していた。それを快しとしなかつた小林松五郎氏は興徳寺檀中、中の間連中を相手どり訴訟を起した。これらのことは支配階層に対する農民のレジスタンスと見ることができよう。

この村にはかゝる民主的な人士もいたが、町村制発布前は、又の例外を除いて寒村の姿から逃れるべくもなかつた。歴代の村の上部支配階層である村長や有志は常に村を愛し中庸の村政をとつて来た。それ故村人は穏和で納税も完納年月が長くつづいた。

こういうことはしかし報徳的思想をうえつけ、真面目に働き、与えられたものを当り障りなく守るという傾向で、

即ち進取性がなく、拡大再生産的なものは凡ての面においてのぞめなかつた。オノ次世界大戦後の経済恐慌には、当村の木材業、織物業を初めとする各産業の経済的事柄が極度に悪化した。昭和4年（1929）吾野線延長工事は村財政をカンフル的にはあるが、村内用地分譲、人夫賃の流入をもつてうるおしめ、村民の消費性向をやゝ上向せしめた。しかしこの工事終了後は、たちまちカンフル注射の効用は消えた。

たまたま昭和2、3年頃小学校を大字長沢から村の中央の交通至便な大字虎赤にひこうとしたいわゆる学校向題で村は山間部の長沢方とその他の4部落方とが鋭く対立するにいたつた。このとき当時村長であり、且つ長く村の有力者として名の高かつた小林拾三氏は辞任するに至つたが、新村長になって両小学校に高等科を設置することにより妥結した。

こういう民心の悪化は結局村の全済の悪化によるものであるとの見地から、それから又代目の村長加藤唯三郎氏は「東吾野村産業振興会」を設立し産業の振興を図つた。た

また昭和7年(1932)当時政府は国民更正運動を起し、精神の作興と経済の振興の両者をねらい、「所謂非常時日本における人心の不安と経済の窮乏とを打開して内外の危局に應ずべく」提唱されたのであり、農林省に於ては経済更正部なる部局を創設し、経済更正中央委員会を設けて農村経済更正運動の中枢機関たらしめんとした。この村はその年の11月、埼玉県下30ヶ村の1つとして経済更正指定村となつて従来の振興会を更に整備強化した。これによって報徳的な素朴な勤労観が更に養成され、これが村民協同の努力という形をとり、村財政部や産業の振興は漸く好転し、勤儉貯蓄の風を起した。

しかしてこの時代の背後にあつた軍国主義、ファッシズムの思想が山村における経済更正を通じて露骨にあらわれていることも又見逃すべきではない。昭和11年における本村経済更正実行資料の村情大観には「久シク人心ニ培ハレシ自由主義的思想ハ一朝一夕ニシテ改ムル事能ハズ。偶々強キ協同精神ニ基調ヲ置カザレバ成功セザル計画、事業ニ個人主義ノ主張ヲ聞クが如キ事屢々アリ。更正計画ノ達

成ニハ村内唯一人ノ異論ノ差挟ムコトヲモ許サズ、斯カル思想民心ヲ是正スルコトノ急務ナルヲ痛切ニ感ズルモノナリ。」とあるのは、単にこの時代の村政指導者の理念のみではなくて、戦後日本民主化による民主主義と個人の自覚が表向きは風靡したが、実際には内部にまで滲透せず、結局昭和の初期から現在にいたるまでの当地の山村民の根底の思想として、そしてそれが村の社会的性格としてあらわに示されているのではないだろうか。

社寺の分布や存在は種々村の社会的性格にも関連をもつものであるが、そのことが果して妥当であるか否か、又はいかように関連づけられるかなどの問題はこゝではいれないことにして、単に社寺の名を挙げておくにとどめる。なお隣村高麗村には高麗神社があり、小説家坂口安吾の「新日本地理・武蔵野の巻」(文芸春秋 昭和26年12月号)により、世に紹介されているが、この村には関東地方としてはその数の多いところである。

表6 東吾野村における神社、寺院

所在地、祭神 社 寺	所在地	祭神又は宗祖
吾野神社	大字虎奔	伊邪那美命外10神
東神社	井上	素戔鳴命外3神
諏訪神社	阿寺	建御名方命外3神
借宿神社	長沢	日本武尊
清流山長念寺	白子	(曹洞宗) 道元 聖観 世音
吉祥山興徳寺	井上	(臨済宗) 栄西
陽赤山福徳寺	虎奔	(臨済宗) 栄西
安雲山泉林寺	長沢、阿寺	(臨済宗) 栄西
普融山玉泉寺	長沢	(曹洞宗) 道元
阿弥陀三尊	虎奔	

三、村の経済的実態

1. 経済的沿革

この村は古くから産業として全く自給自足的な農業と、養蚕業並びに育林業より転化して他商品化をねらう造材業、その運送を業とする「筏流し」業があった。農業にあつては、この村発展の初期にあつては、麦、粟、稗、大豆、芋、野菜、棉、楮などが主たる産物であつた。養蚕はこの村の基幹産業で、消長は免れなかつたが、古くより現在に至るまで行われている。「筏流し」は元禄ごろ(1688-703)から高麗川の増水期を利用して幕府用材木として、一般建築用に江戸深川木場へ出された。しかしこれは電車、トラックなどの交通機関の発達と共に大正初期に消滅した。現在は凡そトラックによつてゐる。享保(1716-35)の末この地方に甘藷が試作されたが、米は山村としてその値が悪く蔵納めができなくて、毎年石代金を以て上納した。男子は耕作以外は製炭、製薪の山林労務に服し、女子は楮木綿布織の労働に従事していた。従つて既に養蚕が行われてい

たことがわかる。天明6年(1786) 幕府は森林濫伐の禁令を出し、植林奨励を行わしめたが、隣村名栗村、町田栄次郎氏は自分の山林にスギ、ヒノキ 25,000本を仕立て、植林の先覚者といわれている。

2. 経済の基礎的条件

(1) 人口、戸数

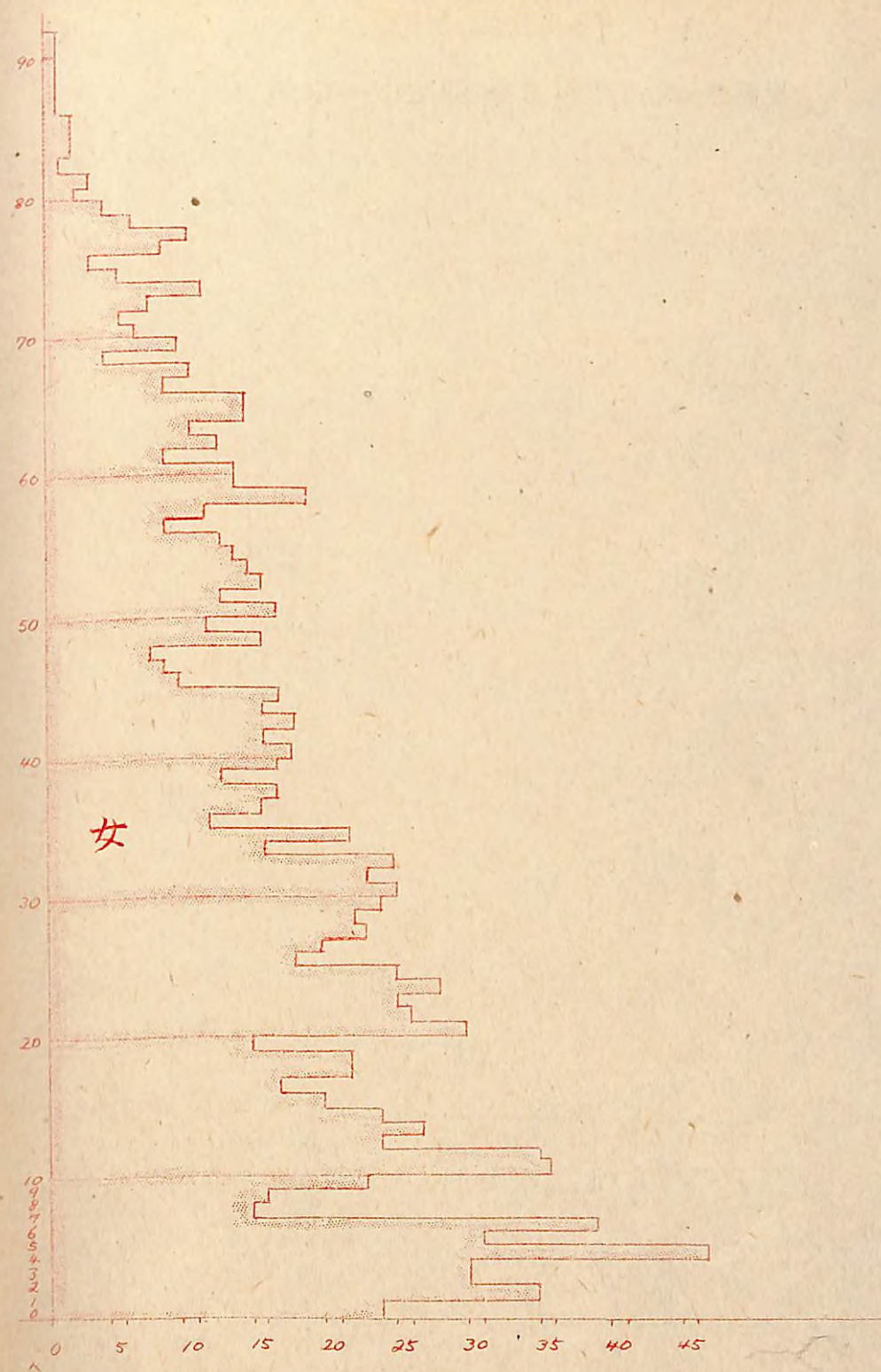
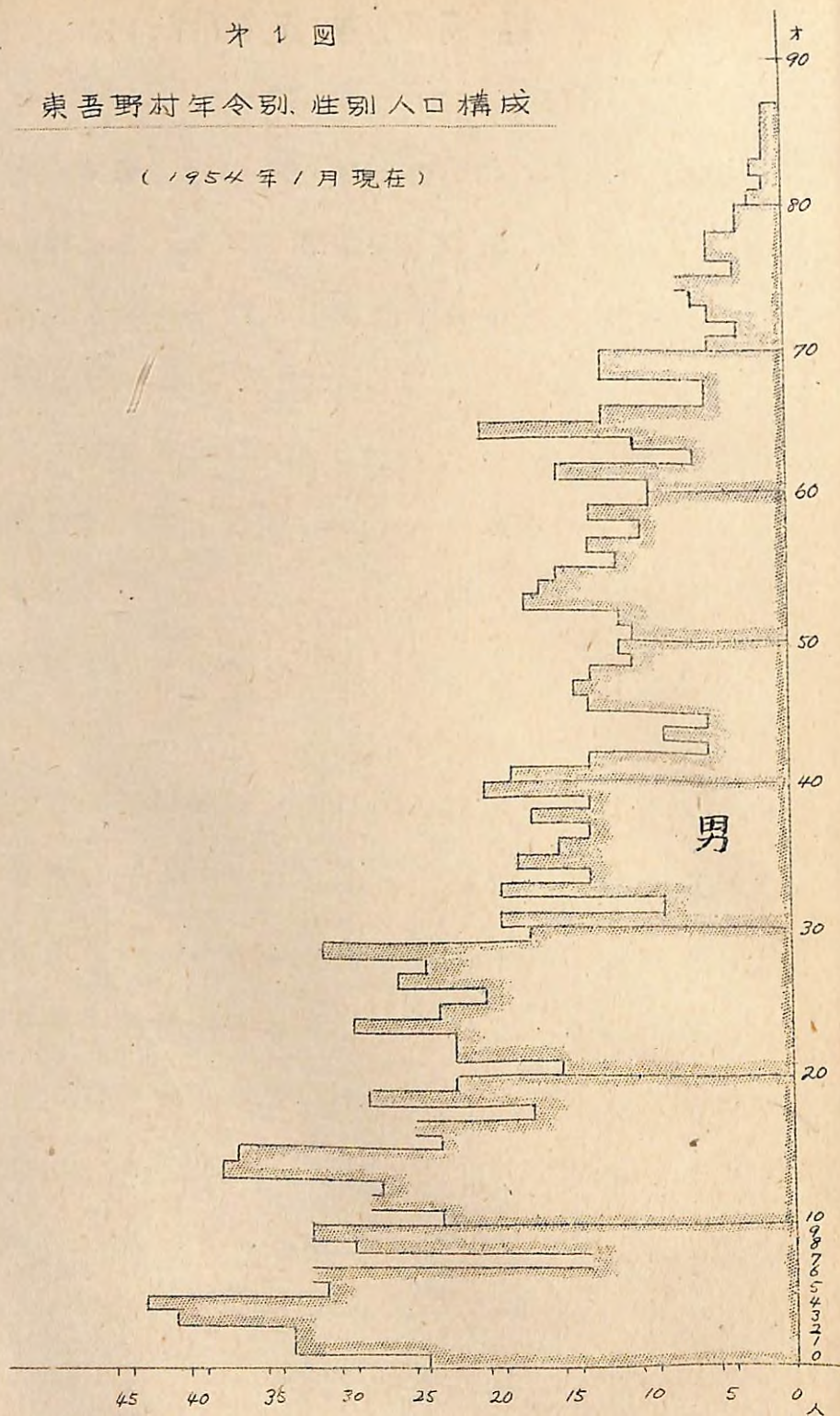
昭和29年1月1日現在の人口は、男子 1,359名、女子 1,366名、計 2,725名である。これは 1Km^2 当り約 138人で、入間郡では同じく約 408人、埼玉県では 564人(全国では 226人、1950年)であり、郡の $\frac{1}{3}$ 、県の $\frac{1}{4}$ の Km^2 当りの人口密度である。大字別にみると、白子は 348人、平戸は 334人、虎勢は 517人、井上は 681人、長沢は 863人(計 2,743人、昭和27年7月調)となつてゐる。1戸当り人口は 5.5人である。

この村における年令別性別人口構成をみるとオノ図の如きものである。それによると幼少年層と老年層とを除いた15才以上65才未満の生産年令人口は、全体の 59.2%を占めている。これは例えば西川林業地に隣りあつてゐる青梅林業地の中心、東京都西多摩郡小宮村では 61.3%(昭和24年5月)であり、又全国では 59.2%(昭和25年)となつてゐるところからみても、ノーマルな比率と

才 1 回

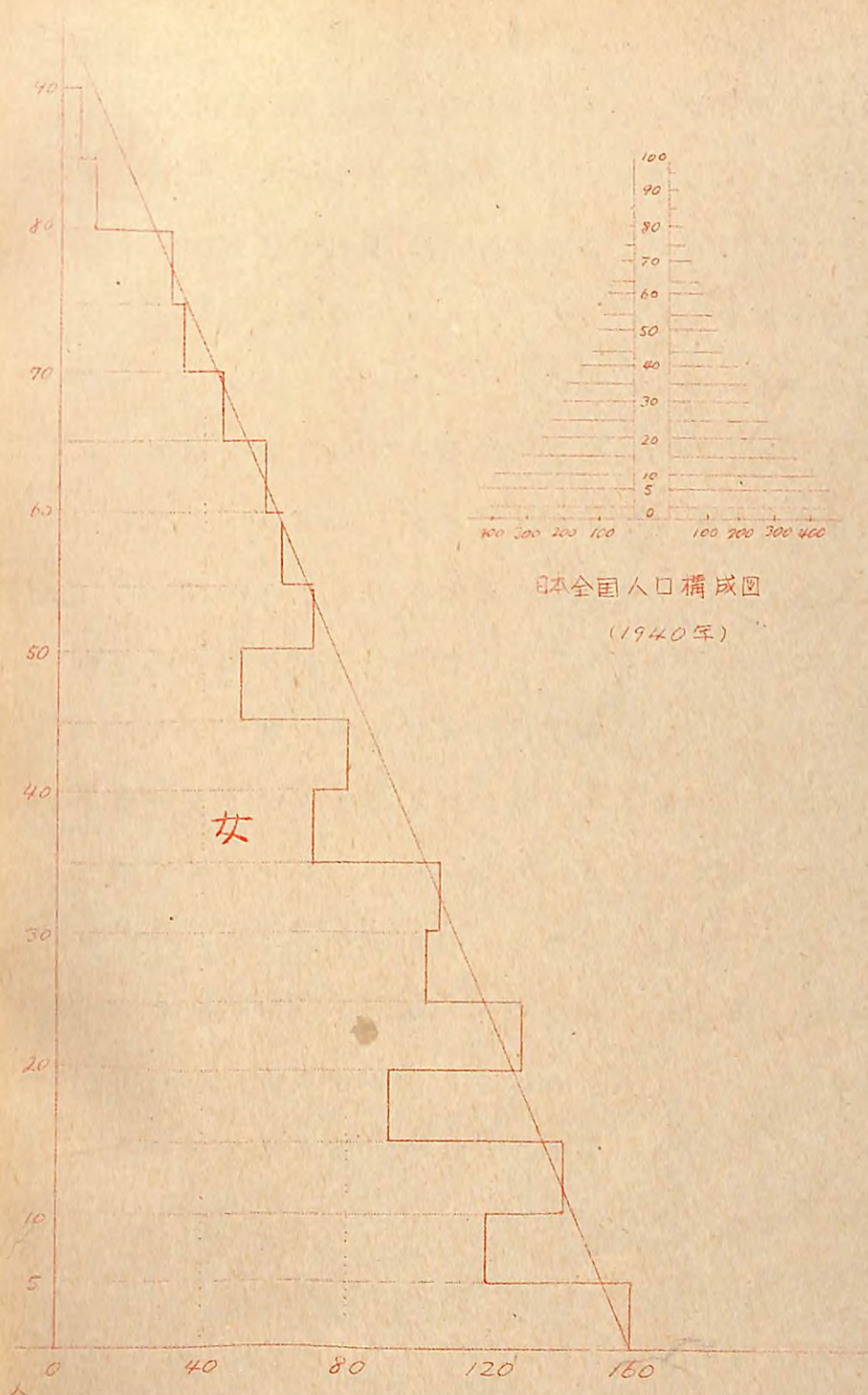
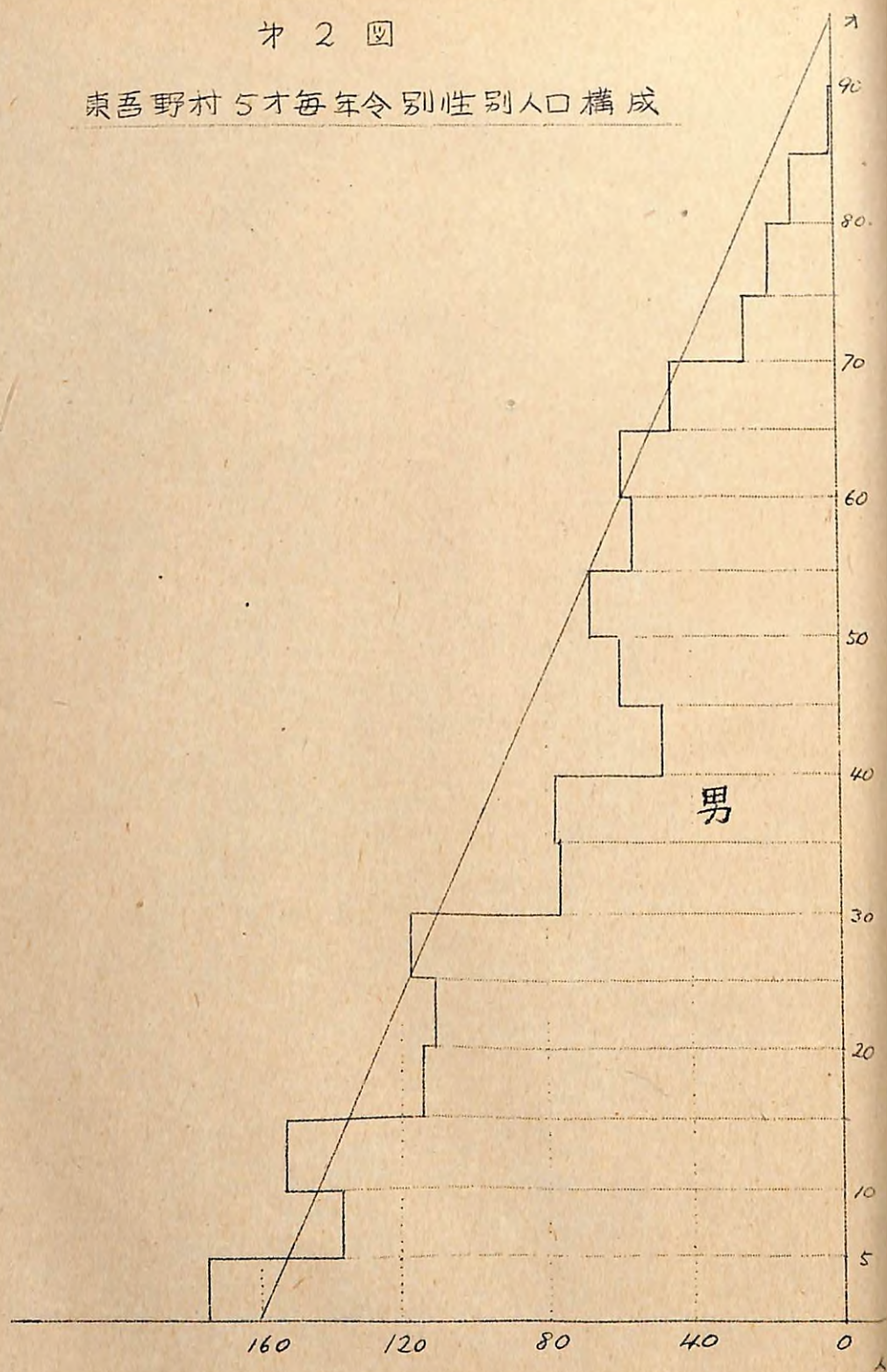
東吾野村年令別、性別人口構成

(1954年1月現在)



才 2 四

東吾野村 5才毎年令別性別人口構成



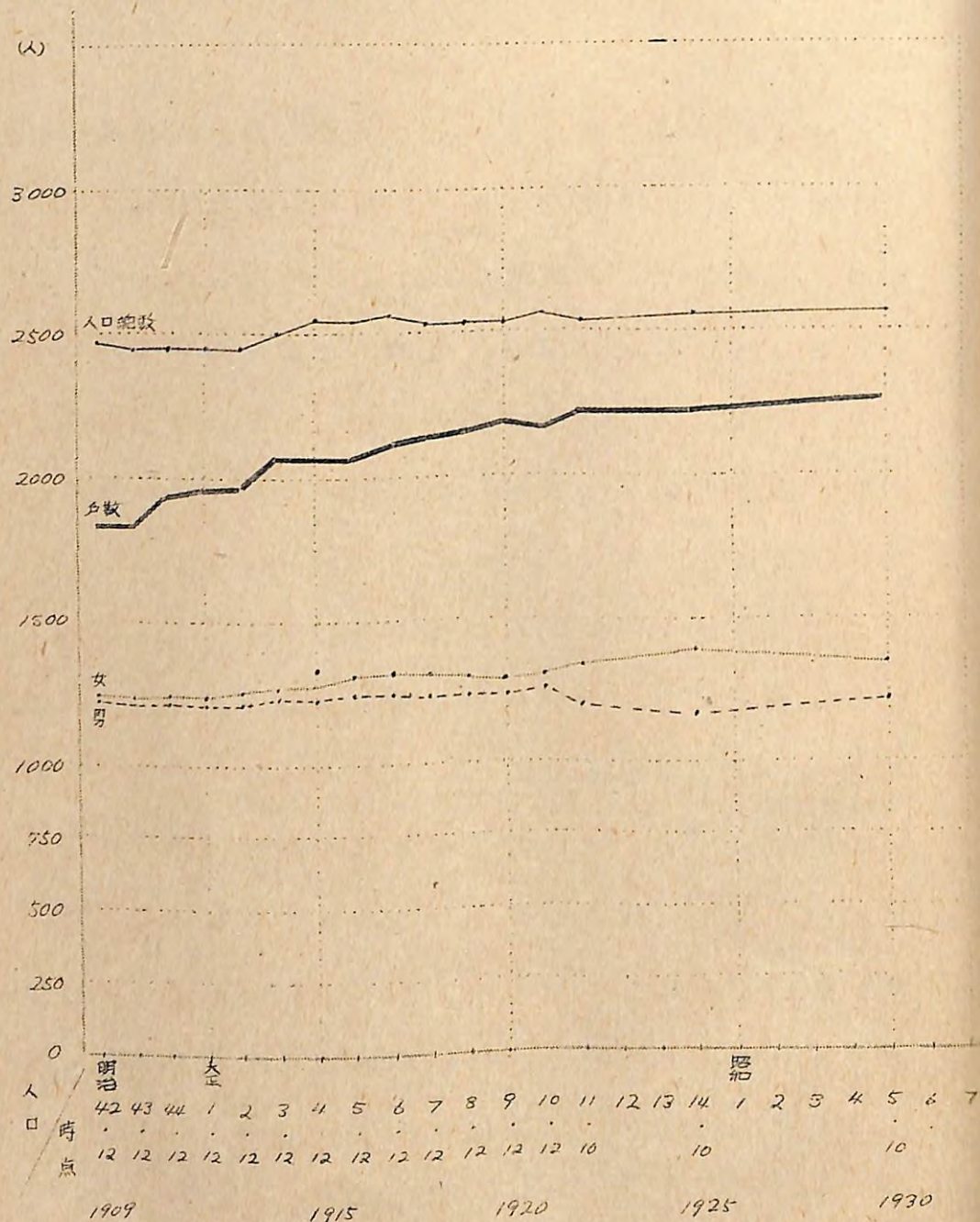
いえよう。才1図により更に5才毎の構成についてみると、才2図の如き型を示す。少し古いが同図右上に掲げた全国構成図と比較してみると、これは生産年令人口の青壮年層が、殊に男子において減少している傾向を見ることができ、又幼少年層においても10～15才層を除いて、殊に5～14才層は著しい減少を示している。これらのことは、太平洋戦争の終結に至る10数年間の戦時体制による影響と後述することにも関連するが、階層分化が顕著になり、本村並にこの地方での農業や林業その他僅かながら工業への就労が完全ではなく、そこに生ずる相対的過剰人口が県内の他の地方や東京都の労働市場に流入する結果といえるのではなかろうか。最も理想的な人口構成の型は又等辺3角形になるのが通説となっているが、女子の構成を基準として本村における理想人口の線を引くならば、女子の方は男子に比しノーマルにやや近いが、男子は非常に不規則であり、且つ生産年令人口及び幼少年層において極めて減少していることが察知されるが、理由は先述の如きものが主たるものである。

村における明治42年(1907)より昭和29年(1954)に至る46年間の人口並びに戸数の動きをみると才3図の如くである。

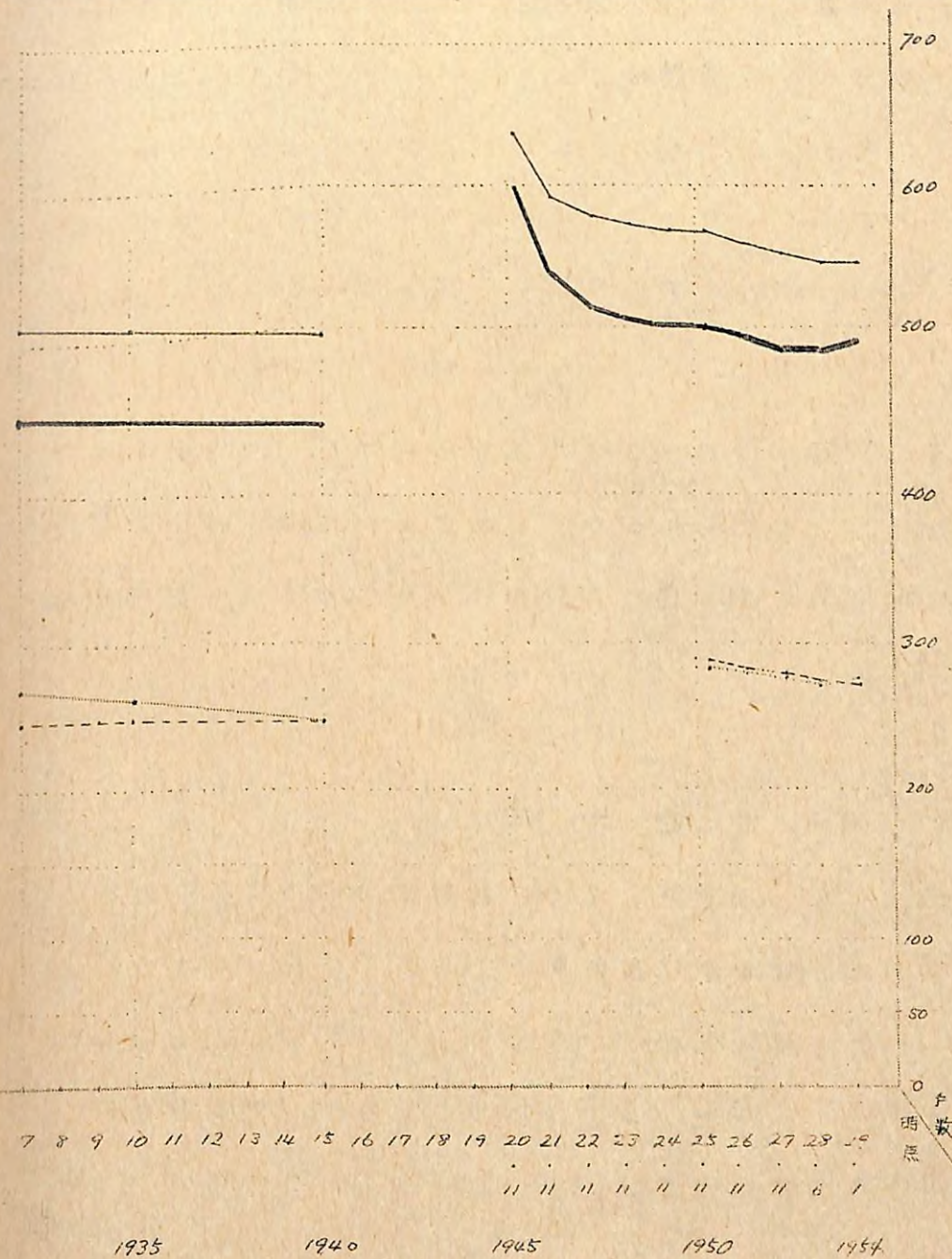
太平洋戦争勃発当初までは2,500人の線を僅かに上下する程度で全く停滞的なものであり、戦争酣わにして疎開等により急速にこの状態が破れて、終戦当時をピークとするに至った。しかし政治、経済、社会の異常な時期を経過すると共に、又この線は漸減の方向をたどり、2,500人の線に近づくかんとしているかに見える。これを男女別に見ると、大正10年(1920)から昭和10年(1935)までは男子が女子より著しく減少したが、これは才1次世界大戦後における恐慌から、男子労働力の都市への流出を意味していると思われる。

また戸数については大正9年まで漸増の傾向がみられ、それから太平洋戦争の激烈になるまで人口のカーブと平行線をなしていることからみても、戸数は一定していた。しかし戦争酣わになり、人口の膨脹と共に急速に上向し、昭和22年(1947)以来僅かに下向しながら落ち着いた形

人口動態 東野村



戸数動態



となっており、29年1月1日現在49戸である。

人口と戸数との関係を見ると、大正8年オノ次大戦満和会議の翌年から経済恐慌が起きたが、その頃まではこれらの開きが大きいところからみても、1戸当り人口の多いことが伺われる。しかしそれ以降戦時中のアブノーマルな期を除いては、殆んどその間隔の一定しているところからみて、1戸当り人口が5.5人の前後をたどっていることがわかる。戦時中はカーブの非常な接近から1戸当りの人口が少ないことが知られるが、これにより当時において都会よりの疎開等の為に急に戸数がふえたことがうかがわれるであろう。

(2) 土地 利 用

昭和29年1月現在における森林組合調によるこの村の地目別土地面積はオノ表の通りである。一見してわかるように、非常に耕地面積が少なく、田は僅か2町歩という試作程度であり、畑地は135町歩であるが、総面積の約7%ほどで、山林原野の1683町歩の84.5%にははるかに及ばない。

に及ばない。現在一般に慣例的に考えられている1町村中に占める山林原野の面積の50%以上を「山村」*と名付けられ、明らかに此山村ということになる。

オノ表 東吾野村地目別土地面積

地 目	面 積	割 合	備 考
田	2町歩	0.1	
畑	135	6.8	普通畑、桑園、果樹園
山 林	1664	83.5	
原 野	19	1.0	
宅 地	21	1.0	
その他	151	7.6	河川、道路敷、その他
計	1992		台帳面積、1026町歩

* 「山村の概念については元来明確ではないが、有藤誠三氏の「山村における林業労働と潜在失業」(「農林統計調査」29年3月号)に簡明に述べられているのでそれを要約してみよう。

「農山漁村経済更生計画」前後では林産物生産額の多寡を基準として考えられ、該村総生産額中に1割以上の林産物生産額があれば、山村と一応名付けた。しかし最近の「林野利用状況調査」では町村区域面積に占める林野面積の比率という地理的条件を基準とし、町村面積の半分以上が林野で占められる村をいうようになった。

この村の地目別面積は明治42年(1909)より殆んど変化はない。

(3) 産 業

産業別に一応わけて本村におけるその産業に主として関係する世帯と人口をみると、オ8表の如きものとなる。元来産業ということは事業やその行われる場所についてのもの即ち、事業の目的やそれからえられる産物の種類を表示するものであり、人間に関するもの即ち人間の社会的分担の種類を表示するものである職業の謂とはその趣きを異にする。職業別分類をさらに詳細におしすゝめると、農村の分解過程が知ることができ、それが非常に必要なことを解するが、それは後述することとして、こゝでは統計委員会の「日本標準産業分類」により村の全体的な産業構造を知りたいと思う。

これは本村における「農林業経営調査」に基いて、当該世帯の主たる所得源を形成するものをその所属産業とみなしたものである。なお就業者以外の学生、子供も一応該世

オ8表 東吾野村産業別戸数及び人口

産 業	戸 数		人 口	
	戸	%	人	%
農 業	58	12.0	331	12.2
林 業	172	35.5	994	36.5
鉱 業	28	5.8	150	5.5
建設業	10	2.1	49	1.8
製造業	47	9.7	267	9.8
卸売及び小売業	18	3.7	108	4.0
金融業	34	7.0	194	7.1
運輸、通信、公衆事業	33	6.8	191	7.0
サービス業	65	13.4	358	13.1
公 務	10	2.1	53	1.9
そ の 他	9	1.9	29	1.1
計	484		2,724	

(昭和27年12月末現在)

帯の産業に所属分類せしめた。これによつてこの村の戸数をみてみると、林業が484戸中172戸で実に全戸数の

35.5%を占めている。産業としての林業であるから、むしろ林業経営者も又彼らにやとわれて糊口をえている林業労働者も含まれている。山村、いかえれば林業村としてはつきり打出されているわけである。

これに次いで58戸は農業部門に入る。12%の世帯であるが、しかしオク表地目別土地面積でみた如く、田畑は極めて少いのであるから、自給自足的経営が大部分であり、細々とした単絶再生産を維持するにとどまり、所得源としては極めて低位にある。サービス業は65戸で13.4%である。こゝで注意しておかねばならないことは、ジョンソン米軍基地へ通勤している駐留軍要員の村においては大きな位置を有していることである。後に詳かにするが、これらのことは農業だけでは生活できず、労働力を他に売らなければならない、いわゆる潜在的過剰人口を作り、具体的にこの表からも理解されるように、林業日雇い、駐留重要員、西武鉄道員並びに隣りの吾野村への鉱山人夫となって賃金労働者化してゆくのがうかがわれる。

大字別に主産業をみると、白子では農業と林業が夫々又

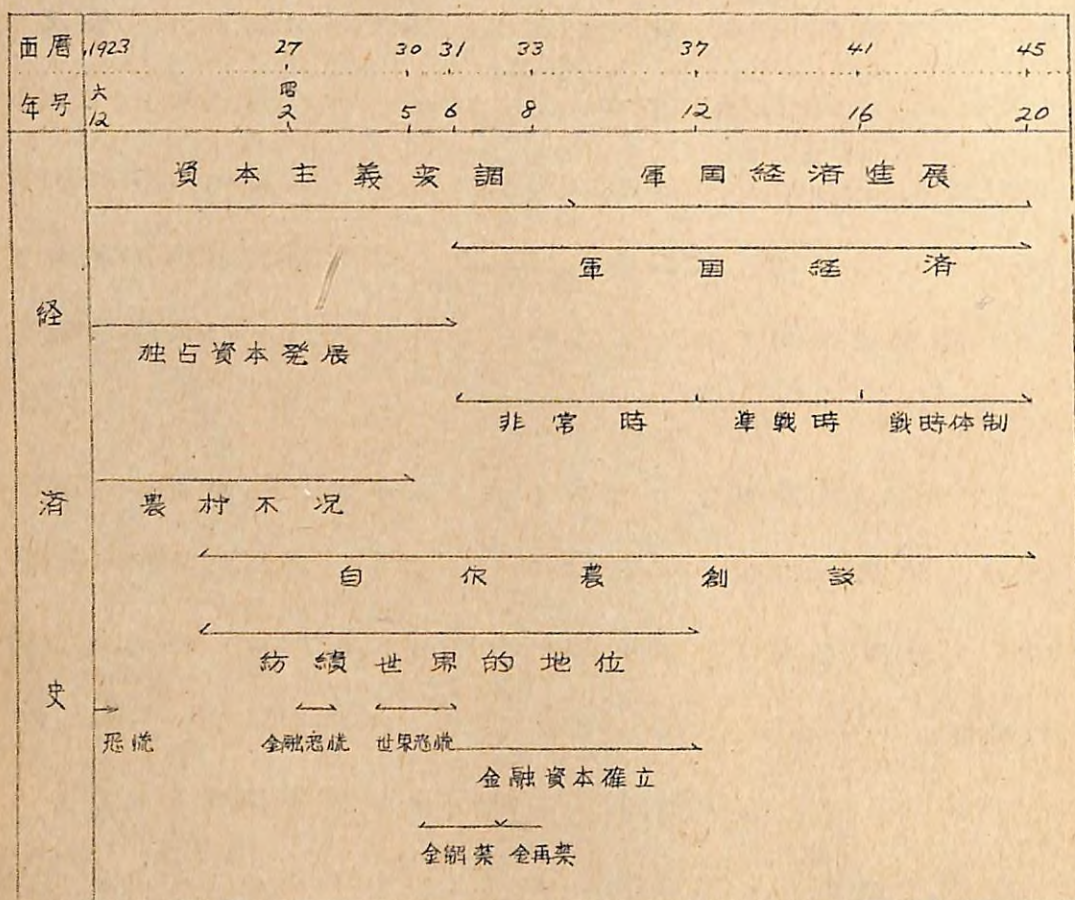
割8分を占め、平戸は林業が又割8分であり、虎奔では3割余が林業を示し、井上は同じく林業が又割8分、長沢にいたつては大字156戸中、実に約半分が林業のもとにある。また産業を主にしてみるならば、農業、林業は大字長沢、鉱業は大字井上、製造業——主として製材業とか織物業並びに運輸通信業では大字虎奔、サービス業では大字長沢となっている。

さてこゝで簡単にではあるが、生産額と生産量からみた村の主産業のウェイトを知っておこう。資料は戦時及び戦後における正確なものや統一されたものがないために、昭和元年(1926)より昭和17年にいたる17ヶ年にわたって隔年について、まず生産額により産業構成をみたい。

なおその前に、この間における日本経済のうごきを一覽しておく必要がある。わが国の経済状態はオク四^{*}により概ね知れる通り、大正9年(1920)3月15日財界恐慌がおこり、諸株、期米、綿糸各市場の大暴落で立会は停止された。また6月に入り農村不況のあらわれとして米価は30円以下に低落して昭和に入るのである。

※ 竹中靖一「日本経済史」(ミネルヴァ書房、昭和28年)より
修正作成

第4図 大正末〜太平洋戦争 日本経済史概略図



大正12年(1923年)9月1日、かの未曾有の関東大震災があり、木材需要は急増したが、震災恐慌が起り、東京ではほとんどの銀行は機能を停止し、昭和2年(1927)2月下旬徳島銀行休業に始まり、4月には株式暴落し再び半恐慌状態を惹起させ、下旬には全国各地に取付^{*}がおこ

り、政府はモラトリウム^{*}を実施して事態を收拾した。翌年末世界的恐慌の前ぶれとも見るべきものとしてアメリカにおいてはその翌年6月にまでわたり小麦過剰生産の結果穀価が暴落した。昭和4年(1929)10月24日アメリカ、ウォール街の取引所は破綻し、株価は大暴落したこと端を発し世界的に恐慌は発展した。翌5年1月に汉口内閣は金輸出を解禁した。6月下旬米価は大正3年(1914)以来の安値に下落し、10月には米価暴落のため大阪堂島並びに東京米穀商品取引所は立会休止となり、農業恐慌は全くその極に達した。昭和2年の金融恐慌以来不況にあえいでいた日本資本主義は世界恐慌により甚しい打撃をうけ

※ 取付(とりつけ) run on the bank 恐慌、戦争などからの理由で、一銀行が金融逼迫してその債務を完済することができぬというおそれがある際、その銀行に対して預金者や振出手形所有者らが一時に押しよせて自分の債権額の返済や取立を請求することをいう。

※ モラトリウム moratorium 支払猶予のこと。恐慌その他にあつて、国が一定期間債務者の債務返済を猶予することを云い、国内的にも国際的にもおこなわれ、国内の場合には国の意志で一般的に行われるものをいう。因みにわが国では大正12年の大震災の翌9月7日関東地方に対し「支払延期緊急勅令」が公布され、又昭和2年には4月22日「支払延期並に手形の保存行為の延期に関する勅令及其の施行地域指定に関する勅令」となつてあらわれ、財界の混乱をさけて来た。

たが、昭和4年次口内閣はこの難局を切り抜けるため、徹底的な緊縮政策をとったことは、才1次大戦以後放漫な保護政策のもとにあった日本資本主義を、金解禁 — 金本位復帰により世界経済と直結せしめた。しかしこの政策は世界恐慌の嵐の中に進路をはばまれた。かかるとき6年9月満洲事変が勃発し非常時体制になり、軍国経済に入るのである。そして同年末再び金輸出は再禁止されたのである。かくマ一路準戦 — 戦時体制に経済はまきこまれざるをえなくなり、インフレーション政策への転換が始まり、太平洋戦にまで発展するのである。

一応かかる日本の当時の経済並びに政治事情を急眼においてこの村の産業構造を才9表*により一瞥したい。即ち昭和5年ごろまでの国際的国内的恐慌のどん底におつたころは工産額が首位を占め、次いで農産額、林産額は才3位で20%前後を大きく動いていた。ところが軍国経済体制に入り、しかも世界市場回復のあけやらぬところから次才に工産物の価格は下向してき、また従って農産物のそれも

*なおこの村の生産価格指数を折線グラフにしたものを附図才1図にかかげた。又同時に同期間の東京市における関係主要商品の卸売物価指数をも対比せしめたので参照して頂きたい。

才9表 東吾野村主要産業別生産価格

産物 年度	農 産		林 産		畜 産		水 産		工 産		計	
	価 格	割 合	価 格	割 合	価 格	割 合	価 格	割 合	価 格	割 合	価 格	割 合
	円	%	円	%	円	%	円	%	円	%	円	%
昭和1	128,375	34.2	86,825	23.1	4,485	1.2	—	—	155,834	41.5	375,519	100.0
3	88,666	25.3	90,075	25.7	4,624	1.3	—	—	167,592	47.7	350,957	100.0
5	58,513	29.2	30,348	15.2	2,532	1.3	49	0	108,631	54.3	200,073	100.0
7	50,032	25.1	52,728	26.4	3,289	1.7	15	0	93,370	46.8	199,434	100.0
9	45,270	16.4	91,892	33.4	25,188	9.2	10	0	112,899	41.0	275,259	100.0
11	84,867	25.2	89,214	26.4	23,021	6.8	14	0	140,209	41.6	337,325	100.0
13	85,175	21.0	154,135	38.0	29,855	7.4	—	—	135,995	33.6	405,160	100.0
15	148,379	20.1	280,810	38.0	27,719	3.8	—	—	281,594	38.1	738,502	100.0
17	121,555	15.8	264,568	34.4	13,846	1.8	—	—	370,192	48.0	770,161	100.0

下り、これにかわり林産物の価格が絶対的に増加してきた。昭和7年をさかいとして林産物は工産物に次ぐものとなり、本村における主要生産物の35%前後を上下しながら昭和17年に至るわけである。しかし林産物生産額の産業中に占める割合が最も大きいことではないこと並びに微でみる

ように本山村民の所得は給与所得において最も多く、全体の43%も示している。従つて、西川林業地の他の優秀村たる名栗村の如く何れの年においても林産額がもつとも高いという^{*}量質ともにおける林業の優位性を本村には適用させることは困難であろう。しかし単に産物別にみるならば林産物は上位にあることがオ10表により示される。これによると、オ1位は絹織物であり、用材は生産額中オ2位を占め、用材のみで主要農産物全部の価格に等しい。これは単に昭和10年のみならず、この年の前後においても同一傾向を示している。オ3位は絹織物の原料たる繭である。そしてこの3者が主要産物中の70%余を占めていて、明らかに村の支柱的産物である。

敗戦後、従来養蚕や林業に口糊をえていた賃労者は後で見ると、漸次村外の農業、林業外のプロレタリア化し、従つて養蚕業や林業がおとろえつゝある。しかも明治以来この村の産業構造における骨格をなし、極めて重要な養蚕業も日本経済の輸出不振、新たな代替品の登場により養蚕——絹織物は急速に後退してしまつた。今オ11表により養蚕についてみる

* 農村問題調査会 「分収林業——埼玉県入間郡名栗村における
植分林業実態調査」(昭和26年)P.8

オ10表 東吾野村主要産物別生産価格(昭和10年)

産物別	産類別	生産価格
農産物	繭	51.853 ^円
	麦	7.335
	甘 藷	5.166
	馬鈴薯	4.234
	蒟 蒻	2.054
	米	1.732
	小 計	72.374
林産物	用 材	72.170
	木 炭	10.021
	小 計	82.191
畜産物	豚	21.381
	鶏 卵	2.019
	小 計	23.400
工産物	絹織物	96.406
	生 糸	29.774
	割 箸	2.080
	毛皮製品	
	小 計	128.260
	計	306.225

ならばこれがよく理解されよう。昭和2年を基準にして5年おきにその割合を収繭量について見ると、戦時体制の17年には既に50%を下廻り、敗戦前後は実に10%にみたない年もあった。しかし26年には再び徐々に上昇し20%台に落ち着かんとしている。

養蚕自体の盛衰は以上のように極めてはげしいものがあるが、農産物中における養蚕の地位をその生産価格について

表11 東吾野村における

年 度	養 蚕			農 産 物 価 格 円	農産物価格に 占める養蚕価 格の割合 %
	収 繭 量 x	昭和2年を100 とした割合 %	価 格 円		
大 正 11	12,258	80	102.122	127.281	80
昭 和 2	15,235	100	78.684	102.552	77
7	14,170	93	38.945	50.032	78
12	14,073	92	67.586	92.034	73
17	7,359	48	61.678	121.555	51
21	1,274	8			
26	2,675	18			

てみるならば、終戦後の資料は入手出来なかつたので省略するとして、昭和17年までについてみると、略々70~80%位を占め、戦時になり約50%になったわけで、農産物中においても、商品経済の主たる養蚕業が相対的に後退しているが、養蚕業それ自体の衰微率よりか低いことがうかがわれる。

それに引きかえ用材は同様に昭和2年を基準にしてみる
養蚕と用材

用 材			林 産 物 価 格 円	林産物価格に 占める用材 価格の割合 %
生 産 量 石	昭和2年を 100とした割合 %	価 格 円		
4,500	58	16,000	29,800	54
7,800	100	?	17,685	?
18,800	241	43,240	52,728	82
20,358	261	87,757	106,075	83
22,965	294	222,761	264,568	84
24,934	320			
19,045	244			

と、それ以前の大正 11 年は 58%, 以来敗戦直後の 21 年は実に 320% を示し、経済事情の落ち着いた 26 年にはやや下向したが、それでも 244% である。又昭和 7 年頃より林産物中に占める用材の地位は 80% を上廻り、他の薪炭、木炭生産を圧し、その中核をなしている。

これらのことからして、この両者に極めて顕著な代替的關係にないにしても、養蚕業は極めて衰えているのに対し用材業はその衰微を尙示さずに健在であることがわかる。ただ先述したとおり、この村の主産業に従事する労働者が近郊都市への賃労プロレタリア化していることは忘れてはならない。

3. 農 業

林業並びに林業にまつわる人々の様態をみるためには、先ずこの村の農業について知る必要がある。以下主要点について農業を基準にして本村を眺めてみよう。

(1) 農 家 戸 数

古くからの村勢要覧により農家戸数が知られるのであるが、その基準が明確でなく、また、こゝで述べる農家数の把握の方法と異なるために多くの数値をみても意味が薄いと思われるので、極めて最近の 1, 2 のみを示して参考程度にとどめたい。即ちオノ表によれば、昭和 22 年 8 月 1 日の臨時農業センサスにおいては農家数は 429 戸で農家率は全戸数の 83.5% であり、同 25 年 2 月 1 日の世界農業センサスでは 388 戸となり、78.2% に減少している。同 27 年 12 月 31 日現在の「農林経営状況調」に基いた農家数では、大字の中、大字虎赤では 76 戸で 82.6%, 大字白子では 56 戸で 98.2% で、村の農家数の最小と最大の大字を示し、村総体では 427 戸で 88.2% である。

表12 農家戸数割合

年 月	農 家	非農家	農家率	備 考
昭和22年 8 月	429 ^戸	85 ^戸	83.5 [%]	非農家=総戸数(昭22.11.1.村勢要覧) -農家(臨時農業センサス =514 ^戸 -429 ^戸
" 25年 2 月	388	108	78.2	非農家=総戸数(昭24.11.1. 村勢要覧) -農家(世界農業センサス)=496 ^戸 -388 ^戸
昭和27年 12月	大字 白子	56	1	98.2
	" 平戸	49	8	86.0
	" 虎奔	76	16	82.6
	" 井上	111	11	91.0
	" 長沢	135	21	86.5
	村 計	427	57	88.2

これは一見漸減する傾向にあった農家が急に増えたかに見えるが、センサスと異った把握方法による、即ち農家を4畝以上自作、小作を問わずに経営しているものを凡て含めたためである。従って1反以下の極く零細農家を除いた数は389戸であり、80.4%であるところから見ると、農家数は略々停滞の傾向にあると云える。そしてむしろ実質的には後述の如く賃労化がみられ、純粋に農業に依存している人々は極め

て僅少であるところからしても、農民層の農業経営からの離脱がみられるわけである。

(2) 経営規模

昭和27年12月末の「農林経営状況調」により経営規模別に農家戸数及び農家人口をオ13表によつてみると、3反未満農家は225戸で農家総戸数の半分以上の割合を示している。それに引きつづいて3~5反層では総戸数の約1/3を示している。5~10反層は16.9%であり、こ

第13表 経営規模別農家戸数及び人口並びに農業従事者数

経営規模 農家 世帯人員別		3.0 反 未 満						3.0 反	5.0 反	10 反	計
		0.4 反 ~0.5	0.6 反 ~0.7	0.8 反 ~0.9	1.0 反 ~1.9	2.0 反 ~2.9	小計	~4.9	~6.9	~10.0	
農 家	数	8 ^戸	17	13	102	85	225	130	58	14	427
	割 合	1.9 [%]	4.0	3.0	23.9	19.9	52.7	30.4	13.6	3.3	
世帯人員	計	3.4 ^人	85	60	555	485	1219	787	376	101	2483
	内自家農業 従事者	8 ^人	17	13	102	90	230	162	99	28	519
農業常備数						1	1	6	3	3	13

れをさらに 5~7反層と 7~10反層にわけると、13.6%と 3.3%ということになる。しかも本村は 1町歩以上の農地を経営している人は皆無で、最も広い面積を経営している人でも上平戸部落に 9.5反というのが 1戸あるにすぎない。従つてオノ 3表から解るようにこの村の農業経営規模は極めて零細であることが知られる。

かゝる零細農業経営であるから、当然農業労働従事者は相対的に少なく、1戸当り 1~2人の自家労働従事者とみる。しかし農業常傭者は経営規模に比し極めて多い。即ち 2~2.9反層に 1人、3~4.9反層に 6人、5~6.9反層に 3人、7~10反層に 3人、計 13人いる。この現象は単に東吾野村のみの現象ではなく、名栗村においても見られ、その耕地面積 160.6町歩に対し 18人の常傭者がいる。これらのことは不思議なことのように思われるかも知れないが、農業常傭としてのこれらの雇傭者は、単に農業労働ばかりではなく、林業を兼業とする雇主の林業労働乃至は家事労働にも従事しているからである。即ち農業常傭者のいる雇主の専業別によりながめると、専業、オノ種

兼業（農業主）農家にはあわせてただの 1戸しかなく、オノ種兼業農家の中、他産業を主として営む階層に 12戸あることから知られるのである。本村においては云うまでもなく他産業の最首位を占めるものは林業である。

オノ 4表 農業労働手段

農機具別	農機具	使用し うす数	農機具所有者別			
			個人有	部落有	農協有	その他有
原動機	電動機	9台	9台	台	台	
	石油発動機	14	8	4	2	
動力作業機	脱穀機	23	17	4	2	
	麦摺機					
	籾摺機	1	1			
	耕耘機	5				

この村の農業労働における大農具はオノ 4表の如くである。一見してわかるように、非常に労働手段が少ないのである。またとくに注意したいことは畜力——農事使役牛馬の皆無である。これらのことは、絶対的にみるならば、この

村の狭小な耕作面積に対し多量の労働力が必要とされ、機械力、畜力の代橋として旧来の人力によるのである。零細な経営規模、いちじるしい農業生産手段の欠除は、従って農業生産力を低下せしめるのである。

(3) 自小作別面積

経営形態を27年末の状況調査によつて自小作別にみたのが表15である。即ち自作農は全農家数のうち250戸で、58.5%であり、自作兼小作農は102戸で、23.9%である。これは8・1センサスの自作農全国平均36.5%、

表15 経営規模別自小作農家数

経営規模	3.0反未満				3.0反 ~4.9	5.0反 6.9	7.0反 10.0	計	割合
	0.4反 ~0.9	1.0反 ~1.9	2.0反 ~2.9	小計					
自作	10	39	42	91	96	49	14	250	58.5%
自作兼小作	5	29	29	63	30	9	0	102	23.9
小作兼自作	6	24	14	44	4	0	0	48	11.2
小作	17	10	0	27	0	0	0	27	6.4
計	38	102	85	225	130	58	14	427	

自小作農全国平均20.0%より何れも高くなっている。また同センサスにおける埼玉県平均は自作農では27.8%、自小作農では19.6%であるから県平均よりも同様に高い割合を示している。また更に極零細規模の3.0反未満の農家についてみるならば、自作農250戸中36.4%、自作兼小作農102戸中61.8%、小作兼自作農並びに小作農では90~100%の率を示している。即ち本村においては、農家全戸数の中小自作並びに小作は僅かな割合でしかない。そして彼らは極零細経営農家である。これに反し、自作の3.0反未満は全農家数427戸の21.3%、自小作のそれは全く14.8%である。又5.0反未満について見るならば、自作は427戸のうち43.8%であり、また自小作は21.8%である。農業経営規模からこの村をみるならば、約2/3の人々は自作又は自小作であり、しかも5.0反未満の零細経営の人々であることがわかる。

昭和22年8月における全国平均の自作2,154,000戸中3.0反未満は24.9%、自小作1,183戸中同じく14.8%となり、何れも本村より極めて低いところにある。

カ16表は自小依地別に経営面積をみたのであるが、自作地はその割合は高く88.6%である。また本村1戸当り経営面積の平均は3.1反であり、これは昭和22年8.1センサスの県における8.6反、畑作地帯としての入間郡における7.7反より極めて小さく、のみならず山村地帯としての秩父郡の4.6反、隣村名栗の3.4反より何れも小さい。そしてまた僅か15町ノ反たらずの耕地を177戸の農家が小作している状況も山村としての、大消費地東京の近郊としての農地の特異性即ち村の森林組合に働いている人が「若い時には都会へでて人にもまれてうんと働き、老後は

カ16表 自依地、小依地別経営面積

経営規模 自依地 小依地別	0.3反未満				3.0反	5.0反	7.0反	計	割合
	0.4反 ~0.9	1.0反 ~1.9	2.0反 ~2.9	小計	4.9	~6.9	10.0		
自依地	11.2	101.6	168.3	281.1	464.0	324.3	108.9	1178.3	88.6
小依地	14.6	50.5	40.5	105.6	34.6	10.8	.4	151.4	11.4
計	25.8	152.1	208.8	386.7	498.6	335.1	109.3	1329.7	
1戸経営面積	0.7	1.5	2.5	1.7	3.8	5.8	7.8	3.1	

また村に戻ってゆつくりと僅かな畑を耕して、余生を送るところ」の自家菜園的なものである。従つてこの零細経営なる故に、多くの村人は林業労働者化し又は駐留軍要員化しているのである。

(4) 農地の移動

カ17表 自小依別農家戸数割合の推移

自小依別 年月別	自作	自小作	小自依	小依	備考
22. 8. 1	45.4%	24.7%	14.2%	15.7%	農地改革前 臨時農業センサスによる
25. 2. 1	62.4	27.8	7.0	2.8	農地改革后 世帯農業センサスによる
27. 12. 31	58.5	23.9	11.2	6.4	農地改革后 経営状況調査による

経営面積の稀少性は、従つて本村における農地改革には社会的、経済的にさして変化を与えはしなかつたが、改革前後の自小作農家の割合をみると、形の上では一応の変化をみることができる。即ち自作農家は22年には全農家戸数の45.4%であつたのが、25年には62.4%となり、遂に小作は15.7%から2.8%に激減している。ところが

約2年後の27年末には自作はやゝそれより減り58.5%となり、小作は6.4%にふえている。

この村における解放面積は17町8反1畝であり、最大の解放者は2,8町であるが、土地所有者は山林に依存して居り、農地には殆んど関心が衰かつたので、売渡しの場合に多少のトラブルはあつたが、地主よりの土地取上はスムーズに行われ、のみならず地理的に自宅より遠いとか10数年も不耕作地であるとの理由が主で、自発的解放者が7名出た。しかしその解放地は僅かに計4,8反である。入間郡中農民組合のない唯一の村で、僅かの農地でさわざ立てるより、むしろ小作人に恩恵的態度をとり、伝来の山林所有を貫徹しようとするのが本村の特徴であり、このことは18名の解放者が多くは村としての有数の林業家であり、山も畑も多くあつた人々であることからも知られるのである。

(5) 作物生産

「農林業経営状況調査」による東吾野村の主要農産物の作付

第18表 農産物作付面積並びに生産量

作物名	農家数	作付面積	生産量	反当収量
水陸稲	128 ^反	45.0 ^反	695 ^斗	15.4 ^斗
麦類	418	715.2	16,165 ^斗	22.6 ^斗
甘藷	420	372.1	121,261 ^x	325.9 ^x
馬鈴薯	399	146.8	38,740 ^x	263.9 ^x
大豆	328	100.8	686 ^斗	6.8 ^斗
大豆以外の雑穀	377	209.1	1,949 ^斗	9.3 ^斗
蔬菜	396	118.3	26,349 ^x	222.7 ^x
菜種	47	7.9	78 ^斗	9.9 ^斗
蒟蒻	19	3.2	360 ^x	112.5 ^x
黄蜀葵	22	3.3	652 ^x	197.6 ^x
桑(繭)	199	270.3	(3227 ⁹) 2,723 ^x	—

面積とその農家数並びに生産高は表18表に示すとおりである。これによると村の殆んどの農家で麦といふも類は作られているが、米は約30%の農家で僅かに栽培されるのみで他然たる畑作からしても山村農家としての特徴を示してい

る。又それら2つの生産物を除く商品作物としては僅かに
蒟蒻と紙の接着剤となる黄蜀葵があるだけである。従つて
現金収入をうる主要な唯一のものは桑園で、これは27町
歩ある。養蚕のこの村における歴史は古く、その消長は既
に述べたが、戦後多少盛んになつてきたが昔日の賑は更に
ない。

村としては副業として煙草栽培も考えたこともあるが、
労多くして収入はそれほどならぬ煙草は敬遠し、最近乳
牛を14頭から33頭にふやし、牛乳販売を主要なる副業
とさせ、又果樹としてモモを採り入れ、その栽培に力を入
れようと農協では計画している。

(6) 農家よりみた兼業

既にのべたこの村の零細農業経営では到底家計をうるお
し、生活を持続することは不可能であるので、凡ての農家
において何らかの兼副業がなされている。むしろ林業村で
ある東吾野にあつては農業経営が副業であることは、東北
地方の山村と異つた意味の当然の形態であるかも知れない。

オ19表 専兼業別農家数

専業業			経営規模				3.0 反 未 満				3.0 反		5.0 反		7.0 反		計
			0.4 反 ~0.9	1.0 反 ~2.0	2.0 反 ~3.0	小 計		4.9	6.9	10.0							
専業																	
兼業																	
兼業	主従(農主)	従賃労			1	1	13	11	6	31							
		従産業					8	8	2	18							
	主従(農従)	主賃労	27	97	75	199	82	20	1	302							
		主産業	11	5	9	25	27	17	5	74							
計			38	101	84	225	130	58	14	427							

「経営状況調」によつて、農家の専業兼業別戸数をオ19
表によつて経営規模別にみると、専業と目されるもの
即ち農業以外に収入の道を講じていない家は僅か全農家中
の0.5%で2戸である。しかも経営規模は両戸併せて僅か
に12.9反ばかりの零細経営である。オ1種兼業農家即ち
主として農業を営み生活を維持している農家は全427戸
の農家の中11.5%の49戸を占めているが、その中兼業
として賃労働に服して生計を維持している戸数は31戸。

他の産業に之れを求めているのは 18 戸である。彼らは農業が主であるだけに、本村の経営規模の範疇で眺める場合極零細規模ではなく、略々 3 ~ 10 反層に含まれている。

オ2種兼業農家つまり農業を従として営んで生活を営んでいる農家は圧倒的に大きな数を示すのである。即ち全農家数の 88% であり、これは 8・1 センサス当時の名栗村のオ2種兼業農家割合の 76% よりも 1 割以上も高い割合を示し、実数に於ても全村の 372 戸（全農家数 491 戸中の）より 4 戸多くなっている。そしてこれを更に 2 つに分けてみると、主として賃労働に従事している戸数は 302 戸 70.7% であり、他の産業を主として営んでいるのは、74 戸 17.3% である。そして賃労を主としているものは 3.0 反未満の極零細規模の農家が極めて多く、199 戸の 46.6% を占めており、また 3 ~ 5 反層にも 82 戸 19.2% があることも極めて特色があろう。これらの兼業の実態は本村の産業上のみならず、凡ゆる部面 — 例えば村民の生活様式や文化や思想に対する考え方にまで — に有形無形に影響を及ぼす重要な因子としてみることができるであろう。

更に兼業の関係を村の零細農について職業別にみたい。オ2表が 3 反未満のそれである。3 反未満層にあつては自営兼業即ちオ2種兼業中の主として他の産業を営むものは 25 戸であり、うち林業によるものは 7 戸 28% である。名栗村にあつては 20 戸 74% を占めているところからみると、本村は兼業が更に多岐に亘り、オ2、オ3 兼業の存在する故であり、又 3 反以上層に林業家が多く存在していることも理解されるわけである。工業は主として織物経営である。商業並びにその他における自由業によつて職業を営むものにおいては、0.9 反未満の極零細農が本表によれば割合に多く見られることは、単に自家菜園的意味しか彼らにとつてはないことを示すものである。

賃労働兼業はオ1種兼業の主として農業を営み、従として賃労によるものは僅か 1 戸で、他は凡てオ2種兼業の主として賃方によるものであり、絶然たる農外所得者である。一応林業労働従事者の中に、林業関係の事務、例えば森林組合事務取員などを含めて 200 戸中 99 戸 49.5% 即ち半数の人々が林業に何らかの意味をつながら、その労働に

よつて生計がまかなわれているものである。先の 13 表によると、13 人が農業常産となつており、本表によると、農業労働を主として営むものが 9 人で、不一致に見えるがこれは林業賃労働の中に含まれているものである。隣村吾野に石灰山があるために林業賃労働以外に砒業労働に従事するものが本村では大きい数を示し、23 戸である。又西武鉄道の保線区員や駅員となつてゐるものも多く、17 戸ある。砒業労働と共に注目すべきは電車通勤の可能な近くの豊岡所沢などに駐留軍要員として働いてゐるものが多いのである。これは 9.5% を示している。事務労働の中には教員の占める割合が多い。名乗は林業賃労働（主として伐木送材、重材 207 人 61.1% であり、これに比すると、同じ西川地方ではあつても要細層の林業労働者は少く、確かに異つた型を示している。又薪炭関係従事者並びに自営者の殆んどないことも本村の林業のもつ特色である。賃労働兼業は 1 反未満の極細層には少なく、1~3 反層に多いことも一つの兼業農家の健全な姿を示すものと思われる。

表 20 零細農家の兼業

振 業		経営規模	0.9反未満	1~2反	2~3反	計
自 営 兼 業	林 業	造 林		1	2	3
		製 材	1	1		2
		販 売	1		1	2
		製 炭				0
		小 計	2	2	3	7
	工 業		1	2	2	5
	商 業		4		3	7
	之 の 他		4	1	1	6
計			11	5	9	25
賃 勞 働 兼 業	林 業 勞 働	林業賃労働	11	31	35	77
		製材業労働	4	10	5	19
		薪炭業労働				0
		事務労働		1	2	3
		小 計	15	42	42	99
	農 業 勞 働		5	4	9	
	砒 業 勞 働	3	13	7	23	
	中小工業労働	2	7	5	14	
	商 業 勞 働	1	1		2	
	交通業労働	3	9	5	17	
	基 地 勞 働	1	10	8	19	
	人 夫 日 雇		1		1	
	非 農 勞 働	公共団体	1	8	6	15
		之 の 他			1	1
	計			26	96	78
総 計			37	101	87	225

以上平坦的に簡略に述べたが、西川林業の中でも最も単位当り蓄積の大きいといわれる東吾野村の社会的、経済的なアウトラインを現在の時点にたつて眺めてみた。経済的条件としてとくにここでは農業のみしかとりあげなかったが、既に知られておいたように村の産業構成には、この他林業は勿論であるが、牧畜、工業などが挙げられるのである。林業に関しては次にみることにし、他は農業に集約しうるものとして、ここではその折々にふれることにし、一応まとめて述べることを省略した。

さて、林業を軸として本村をみるならば、いかなる採態になつておるだろうか。

その二 林業構造

一 森林の現況

昭和27年編成のA基本区才町森林区森林調査表によれば総森林面積は才2ノ表のごとく1687町歩であつて、その中用材林薪炭林あわせて1674町歩である。内直正伐

才2ノ表 森林の種類別面積

用薪別 林種	用材林 薪炭林 計						備考
	直伐未満	直伐以上	直伐未満	直伐以上	直伐未満	直伐以上	
普通林	1035 ^町	232	310	12	1345	244	
自家用林	42	11	28		70	11	
制限林	3		1		4	0	土砂流出 防備林
小計	1080	243	339	12	1419	255	
特用林						0	
竹林						2	
その他						11	
合計						1687	

期令未満のものは用薪あわせて79.7%の1,345町歩であり、森林面積に対する用材林面積の比は78%であり、

これらは西川林業地では名栗村と共に首位を示すものである。

次にこの樹種別蓄積をカ22表によつてみると、針葉樹林の蓄積が圧倒的に多く、全蓄積の96%であり、これは名栗村の82%より非常に上廻つた数値であり、製薪炭事業の本村において殆んど行われていないことを示すもので

カ22表 樹種別蓄積

樹種		直伐未満	直伐以上	計	割合
針葉樹	スギ	235,568 ^石	155,300	390,868	56.9%
	ヒノキ	110,944	44,096	155,040	22.6
	サウラ	58,847	29,124	87,971	12.8
	アカマツ	585	10,027	10,612	1.5
	モミ	1,022	14,560	15,582	2.3
	小計	406,966	253,107	660,073	96.1
広葉樹	フスギ	250	93	343	0.1
	サツ	21,197	4,995	26,192	3.8
	小計	21,447	5,088	26,535	3.9
合計		428,413	258,195	686,608	100.0

ある。針葉樹の中、スギは57%、ヒノキは23%であり、素直で美しい辺材にとむ名産小角材をはじめ、長丸太、足場丸太等の生産される意味を明確に示しているものである。1町歩当り蓄積は407石であり、西川林業地で最も大きい。西川地方平均蓄積の1町歩当り蓄積322石より85石多い。令級別樹種別にこれらを見直すとカ23表の如きである。広葉樹林、即ち薪炭林による産業は、先に述べたように、以前はかなり行われており戦前の

カ23表 普通林令級別面積及蓄積

針葉樹	面積蓄積	1~10	11~20	21~30	31~40	41~50	51~60	60以上	合計
針葉樹	面積	309 ^町	360	220	230	104	23	21	1,267
	蓄積	7,099 ^石	109,654	148,528	193,284	101,634	32,080	39,771	632,050
	蓄積割合	1.1%	17.3	23.5	30.6	16.1	5.1	6.3	100.0
広葉樹	面積	262	49	10	1			0	322
	蓄積	10,423	8,459	3,369	489			174	22,914
合計	面積	571	409	230	231	104	23	21	1,589
	蓄積	17,522	118,113	151,897	193,773	101,634	32,080	39,945	654,964

昭和15～16年の如きは83000メをこえる年生産額をもっていた。しかし戦後山村民の経済生活の安定と共に極めてチープ・レイバーの雇用の場でしかあり得なくなった。炭焼からより有利な賃労化へと移行していった。戦後「樹種改良」といって、広葉樹を針葉樹に多くきりかえていったことも、いかに薪炭林が収益性に乏しいかを物語るものであろう。それ故現在の薪炭備林は表より理解できるように10年以下の幼令林木が半数を占め、殆んど自家用薪炭の域をでない22.4/4石ほどの蓄積である。植栽箇所も長沢、虎奔などの川沿いに点在し、又ハ徳部落の奥に多少集団をなしている程度で天然生林である。これに対して針葉樹林即ち用材林にあつては本村産業構造の根幹をなし、多くの林業労働者の雇用の場となつており、優秀な技術を導入し、研究をおこたらず、人工植栽に余念がない。令級別にみると、21～40年で凡そ普通林針葉樹の蓄積全体の半分以上を占め、341.8/2石である。この令級は略々制限伐期令にあたる。制限伐期令は樹種によつて異なるが、スギ、サワラ、にあつては21～35年、ヒノキは36～

45年であり、それ以降を適正伐期と称するわけであるが、おむね21～40年は制限伐期令にあたるわけである。又除伐程度の制限伐期令前の令級である11～20年にあつても全蓄積の17.3%あり、これらのことは東吾野林業の健全なる将来性を物語るものといえよう。

本村における造林についてみるに、その最近における面積はカ24表の如くであり、例えば昭和28年度について

みると、名栗村にあつては145.88

町歩造林しているが、これにははるかに及ばず、又西川地方10ヶ町村に於ても中位以下の造林面積である。しかしながらこれは本村の人工林の更新が悪いということの意味せずして、略々該町村にお

カ24表 造林面積

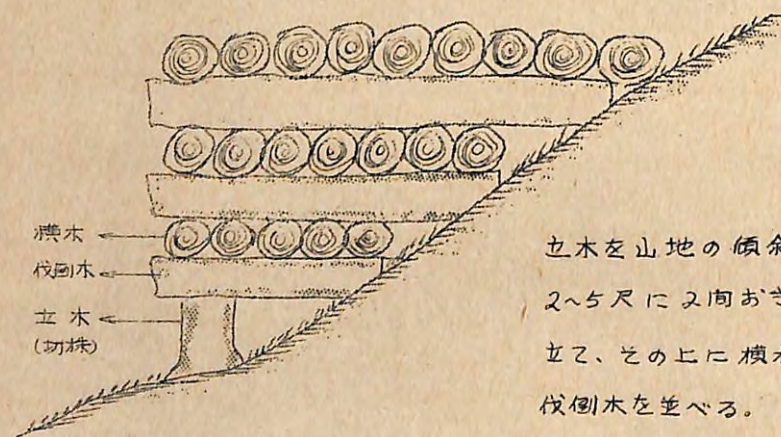
年 度	植 栽 面 積
昭和26年度	町 33.16
" 27 "	30.86
" 28 "	20.95
" 29 "	24.62

ける林野面積に応じた造林面積順位であり、且又既に青梅西川林業地帯調査研究資料カ2集にもものべられているように、造林は西川地方を通じて良好であり、伐採跡地に植栽しないで放置しておくことはない。そしてむしろ造林の行

きすぎに対して反省の声がある位になつてゐる。尚26年以前の造林面積は戦後略々20~25町歩前後であり、26年をピークとして、稍々減少の形をとつてゐる。これに対して皆伐面積は明確な資料はえられなかつたが、昭和28年度は13.08町歩であり、29年度は14.4半期、1月以降は見込みであるが約6.11町歩ほどである。スギの伐期は一般に30~35年である

伐採は普通横又は山側に伐倒して剥皮し傾斜地に棚積するが、これは当地方においてはオ5図の如く輪(りん)と称せられている。輪にして天然乾燥させ造材しトラック道まで木馬により搬出する。

オ5図 輪



立木を山地の傾斜に依じて
2~5尺に2間おきに切つて
立て、その上に横木をおいて
伐倒木を並べる。

森林生産技術における分析並びに問題点については、先述のオ2集により詳細にのべられてゐるので、重複をさけて本調査においては所有形態、所有主との関連のもとにながめたい。

以上本村における林木生産の基盤たる森林の概況を、森林の種類別面積及び樹種別蓄積並びに令級別面積及び蓄積からみたわけであるが、これらは如何なる所有形態になつてゐるだろうか。オ25表によれば、公有林である村有林は僅かに3.28町歩のみで、他は凡て私有であり、本村は純然たる私有林業地とはいへ、個人有林にあつては在村者の所有は1403町歩であつて、うち61町歩が共有林となつてゐる。又不在村所有面積は277町歩を有してゐる。本村内の林野1683町歩を100%としてみるならば、在村山林所有者の面積は83.4%、不在村山林所有者は、16.5%である。本村民が他村に所有している山林は共有林を含めて、本村にある不在地主所有山林の約半分の126町歩(台帳面積)である。それ故自他村あわせて本村民所有山林面積は1,529町歩となる。

表25 所在地別林野所有形態

所在地	所有形態別		所有者				備考
			在村者	不在村者	計	所有者数	
本村	公有林	村有林	町 3		3	1	台帳面積 / 町歩
	私有林	社寺有林	59	1	60	10	不在村者面積 277 町歩は台帳面積 129 町歩
		会社有林		2	2	1	
		共有林	61	25	86	54	
		個人有林	1283	249	1532	305	
		小計	1403	277	1680	370	
他村	私有林	共有林	16		16	8	両神、梅園、吾野 など各村に所在 台帳面積による
		個人有林	110		110	56	
		小計	126		126	64	
本村者有	私有林	社寺有林	59		59		
		共有林	77		77		
		個人有林	1393		1393		
		小計	1529		1529		

二、山林所有の構造

1. 沿革

東吾野林業の沿革のあらましについてのべると、先の其の一においてもふれた如く、本村は元来農業、養蚕を主とした、武蔵野の一隅に隔離された平和な一寒村であつた。

荒川の上流名栗川、高麗川流域の「江戸の西方の川」より来る材即ち西川材を産する西川地方は史実によれば300年の長きにわたつてつづいて来た木材生産地である。この高麗川にそうた東吾野の林業がひらかれたのは、西川林業の起源とあいまって、徳川幕府の江戸幕府による御用材の供出を命じたのに始まるといわれるが、本村の林業も当時蓄積豊かな宝庫として、伐採した用木を筏流によつて現在より約260～70年前の元禄時代より江戸深川に運送することを始めたのではないかと云われている。川の下流域では堤や橋を破壊されると難題をつけては金銭をとり、遂に訴訟となつたことは記録に多くみえるところである。隆盛を極めた筏流による運材も経済体制の漸次高度化にとも

なう交通機関の発達とともに、大正4年武蔵野鉄道の開通により、運材は鉄道搬出に移行し、勇ましい筏のりの姿は高麗川からも消えてしまった。

寛延年代(1748~51)本村井上においては名主紺屋利兵衛のころ。藩主黒田氏より山永の仰付があつた。それより約40年右の寛政年代に入り、森林の乱伐を禁じ、造林に励むべきことが幕府から通達されている。1804年文化の代に入り、隣村名栗では町田栄次郎氏が自己所有の山林にスギ、ヒノキの苗25,000本を仕立て、営林の先覚者といわれるに至つた。現在では人工林で最も古いのは120~140年とされている。明治初期には小林拾三氏の全盛時代であり、200町歩からの山林を所有していたといわれているが、当時は肩かつぎにより搬出し、越後の仕事師がきて本村の林業労働に従事し、又越後市場にも本村材を送り販路を広めた。その頃全家は植林木から御用木をおさめ、数十人という多くの仕事師が出入して、又一方高利貸に対する有力な担保として山林を求められた。しかし中期以後事業の失敗から同家は動搖を來し、村の大山持の名は一度してしまった。そして次第に一部のも

のの山林所有になつてきつゝあつた。

アヤ氏はゴッ氏に次るその後の大山持の1人であるが、山林の育成に意を用い、この村における山林手入の先覚者といわれている。又明治中頃までは薪炭林が主で、植林が盛んになつたのは同末期以降らしい。その後特筆すべきこともなく第二次大戦をむかえるに至つた。

終戦近く東京目黒の重砲の1中隊が村に入り、山林を伐採し製材工場を接收して部隊の緊急用材にあたらせたが、イ、シ氏は、伐採を阻止し部隊をして造材、搬出、加工のみにさせたのが、いまなおうっそうたる林を保っている1つのゆえんとも云えよう。

2 公 有 林

昭和10年台帳面積で4町歩の山林を村有財産として隣村吾野村高畑に求めた。この村有林をその後10年余植林撫育していたが、従来この村有林管理は村民の奉仕によつてなされており、村中の人がかこつて出て働いていた。しかし平場であり農耕地の多い白子民はとくにこれを嫌つた。

昭和21年8月に3~4000円で当初購入したものを山林ブローカーに130,000円で売却した。

村としては、しかしながら基本財産の必要性を認めて、16年に飯能市の小能氏より植林した山林を1町余購入したが、これも間もなく新制中学校の校舎建築のために皆伐された。

その後秩父郡の奥山を買う計画が村有志によつてすめられたが、距離的に遠く、管理上不便をきたすということで実現はされなかつた。現在村有林は又々所3.28町歩(寡面積)ある。

3. 私 有 林

(1) 社 寺 有 林

本東吾野村における現在の社寺有林は第26表の如く、58.47町歩であり、これは第27表の全国平均社寺有林面積の比率より極めて高いものである。そして本村においてはこの中寺院の面積が殆んどを占め、約57町歩ある。

本村における社寺については既にのべた如く、他の町村

第26表 社 寺 有 林 面 積

社 寺	名 称	分筆数	面 積		名 称	分筆数	面 積
神	東 神 社	1	町 1.17	寺	興徳寺	2	町 21.77
	諏訪神社	1	町 1.17		宗林寺	3	町 15.30
	熊野神社	1	町 1.03		福徳寺	1	町 1.45
	吾那神社	1	町 1.12		長念寺	1	町 7.13
					西光院	1	町 11.33
社	小 計	4	町 1.49	院	小 計	8	町 56.98
	計				9 社 寺	12	町 58.47

第27表 全国及び東吾野村社寺有割合

	私 有 林 (A)	計社寺有林 (B)	B/A	時 点
全 国	町 14,009.800	町 160.200	1.1	年 月 29.8
東 吾 野 村	町 1.405	町 58	4.2	29.1

に比し非常にその数が多いのであるが、その中でも寺院のそれに重要な意味があると思うので、こゝにとり上げたのであるが、かつて社寺有は大土地所有と化し、律令制的土地制度の崩壊を来らせ、荘園成立の1因をなしたが、現在

と往時の事情が全く異なるにしても、社寺有林が該村において如何なる役割を果たすか、又は社寺有林を動かすものは誰かを知りおく必要がある。

宗教法人法（法126号）が昭和26年に定められ、各種宗教団体が財産の所有、維持運用するにあたり、具体的事項を規定せられた。それによると宗教法人は公益事業或いはその目的に反しない限り公益以外の事業を行うことができるが、後者の場合には収益はその宗教法人又は公益事業のために使用しなければならぬ（6条）となつてゐる。又これらの管理については3人以上の責任役員をおき、うち1人は代表役員とし、これは互選によることになつてゐる。責任役員は事務決定の権限をもち又、管理財産の他目的使用濫用を再びいましめてゐる。（18条）

本村社寺においてはそれに比し如何なるものであろうか。戦前社寺有林は住職の専断により、布教資金、自身の生活費に予算を組立てたが、また現在においても実質的にはそういうものもあるが、本村で最も山林を有している1寺院を例にとると、責任役員10名を住職と檀家（1:9の割）よ

り選出して、代表役員を住職として山林を専任管理せしめ立木の植伐、売買にあたらせてゐる。しかし実質的には10名の中でとくにその面の経験のあるものが経営一切をまかされてゐる。住職が代表役員になつて最高責任者であることは、従前の如く彼の専断になりがちな因子を多分に蔵してゐるが、一応現在は10名の責任役員がその寺の森林22町歩を動かしてゐる。彼らは才28表の如き人々よりなるが、この寺の所在する大字の各部落から1名以上選ばれてゐるが、必ずしも役員は部落世帯数に応じて比例はしてゐない。また彼らの中には実質的に本村外の山持のイ・シ氏がゐるが、住職の無所有まで凡ての階層からでゐるにしても、やはり大山持の発言力は大きいものがあると思われる。即ち山林5町歩以上所有者は6人を占めてゐる。即ち本村においては当然のことながら社寺有林を動かすものは山林所有者であることが、K寺の事例は示してゐるのである。

宗教法人法により社寺の財産収入は自ら又は公益事業のためになされねばならぬことが定められてゐることは前述

表28 K村責任役員山林面積及び職業

部 落	氏 名	山林面積 町	職 業
東	イ・シ	95.62	林業, 森林組合長
"	イ・サ	12.74	林業, 農業
"	ハ・ヨ	0	住職, 役場職員
西	コ・ヨ	50.53	林業, 農業, 郵便局長
"	マ・マ	11.13	林業, 農業
坂	ス・イ	4.42	農業, 林業, 教師
下 平	オ・ウ	2.54	木材会社役員, 農業
"	イ・ゲ	6.30	農業, 林業,
中 峰	オ・キ	9.09	農業, 林業
久の本	イ・ミ	30	製材工

したが、現在本村においては、法要、修養などの教化活動に立木処分の収益が用いられ、他目的流用はない。経営は戦後その規模にも増減なく、立木のまゝ処分するか又はトラック道まで搬出して処分するか何れかをとっているが、販売先は森林組合又は一般近郊業者にして、入札制を用いている。この場

合伐木造林など技術の高度を要求するものは責任役員中の林業経験者が人丈を依頼するわけであるが、植栽などにあつては「お天馬」といって檀家の労働力奉仕をさせることが多い。

要するに社所有林が本村において果たす役割は他の個人有林の大所有者の如く、林業労働の雇用の場たりえず、むしろ非自身のためのものであり、しかも「お天馬」などを檀家に要請するわけであるから、資本主義の滲透してきている村民にとっては迷惑なものではないであろうか。

(2) 個人有林

とて、私有林中における最も本村において大きなウエイトを示す個人有林について、他村にある(台帳面積)所有面積を含めて本村民の所有規模別の面積と所有者数を表28表によりみると、全国水準に比すると、それほどの集中を見せておらず、全国平均割合に比べて、中経営において比重高く、両極大小経営の比重が低いことが知られる。しかしこゝで注意しなければならないことは、これらの山林

所有者と対抗の立場にある約 200 の多きによる無所有者の存在することである。このことは後述する本村民のプロレタリア化に関連し、かゝる山林所有の周囲に多数の林業労働者が存在し、その雇用力に依存してはじめて本村林業の成立がみられることを示すものである。

20町歩以上の本村大、中山林所有者 15 名についてみ

表29 所有規模別村民林野面積並びに所有者数

面積 所有規模	面積			所有者数	割合		全国割合	
	自村	他村	計		面積	所有者数	面積	所有者数
	町	町	町	人	%	%	%	%
50町歩以上	362	35	397	5	28.5	2.0	23	0
50~20町歩	288	30	318	10	22.9	4.1	12	1
20~10"	270	16	286	21	20.5	8.6	24	5
10~5"	184	14	198	28	14.2	11.5		
5~1"	147	11	158	66	11.3	27.0	26	21
1町歩以下	32	4	36	114	2.6	46.8	15	73
計	1283	110	1393	244	100.0	100.0	100.0	100.0

註：昭和30年3月現在

全国割合は昭和21年（林業統計要覧 1955年版より）

るに、所有面積は他村に所有しているのを含めて 7/5 町歩であり、これは総面積の 5/4 % である。即ち半分以上の面積が 20 町歩以上の所有規模階層に偏在していることである。これに対して所有者は 100 町歩以上 1 名、50~100 町歩 4 名、20~50 町歩 10 名で 6.1 % となっている。他村所有面積は台帳面積であるから、実際にはもっと上廻つた数値を示すことになる。これは全国割合と比較してみて、集中の度が表向き少ないのみならず、隣村名栗村の面積 44 %、所有者数 1 % よりも極めて低い。これに対して 5~20 町層は面積 48.4 町歩 34.7 %、所有者数 49 名、20.1 %、もし 1~5 町層を入れて考えるならば 64.2 町歩 46 %、115 名 47.1 % であり、大所有階層に比し率の高いことを端的に示している。1 町以下の零細所有者は面積において僅か 2.6 % であり、名栗村では 9.7 % であつて、この層の 1 人当山林所有面積の極めて小さいことを示すのである。

次に林野所有と耕地併有関係について表30表によりみたい。本村総戸数 484 戸の 88.2 % にあたる 427 戸が

表30 林野所有規模別耕地併有面積、所有戸数並びに自小依別

林野規模	耕地	2反未満	2~3反	3~5反	5~7反	7~10反	計	割合	自小依別			
		反	反	反	反	反	反	%	自作	小作	依作	小依
50町歩以上	面積			13.7	16.7	17.3	2.77	2.9	5			
	所有者数			1戸	3戸	1戸	5戸	2.0				
20~50	面積		2.6	2.55	1.10	1.77	4.68	4.8	10			
	所有者数		1	6	2	1	10	4.1				
10~20	面積			2.49	6.26	3.21	11.96	12.4	21			
	所有者数			6	11	4	21	8.6				
5~10	面積	10.9	12.6	5.59	4.15	3.76	13.85	14.3	26	2		
	所有者数	1	1	14	7	5	28	11.5				
1~5	面積	18.8	2.22	11.64	11.60	1.65	27.99	28.9	55	9	2	
	所有者数	5	9	30	20	2	66	27.0				
1町歩以下	面積	41.9	7.63	15.82	7.10	18.1	35.55	36.7	56	47	9	2
	所有者数	29	30	42	12	1	114	46.8				
計	面積	51.6	10.37	38.46	31.88	10.93	96.80	100.0	173	58	11	2
	所有者数	35	41	99	55	14	244	100.0				
割合	面積	%	10.7	39.7	32.9	11.4	100.0		%	70.9	23.8	4.5
	所有者数	14.3	16.8	40.6	22.5	5.8	100.0					

農家であるが、その中244戸が山林原野を所有している。これは農家総戸数の57.1%にあたり、名栗村では35%であり、全国割合では51%（昭和6年）であるから、西川林業地帯としては併有関係割合は高く、全国割合と同じ程度といえよう。林野所有者の農耕地併有の関係は3~7反層の耕地所有者が63.1%を占め過半数を示し、林野所有者の密度は営農規模の上昇する程度を増す。村内林野所有者244戸は凡て経営の大小を問わなければ農業経営者であり、名栗村では92%であるところからみても西川林業地中でも特異な姿を示していると思われる。農地所有者を一応自作並代に自小作者として考えると、94.7%であり、名栗村の86%より非常に高い割合を示すのも同様である。尚本村における専業農家と目される2戸は1~5町林野所有層である。また林野所有者の中で平均耕地面積の最も大きい階層は10~20町歩層で1戸平均5.7反であり、次いで50町以上層の5.5反であるが、本村においては名栗などと異なり10~20町層が後でも見るようにプロレタリア化も進み、農地経営規模、貯蓄的意味での山林

所有を適量に保持し、中核的存在を示しているのではなかろうか。

次に林野所有者の所得構成をみるわけであるが、資料不備のために所得申告に基づいて役場当局で決定された昭和27年度村民税納税額調により6区分してその戸数構成をみたい。それによると(1)20町歩以上の本村大中山林野所有者は村税10,000円以上の階層である。今村税階層より生活度を知らんとすれば、100,000円ちかくの人ナ・タ氏

表31 林野所有規模別村税納税構成

林野 規模	100,000円 以上	100,000 ~50,000円	50,000 ~10,000円	10,000 ~5,000円	5,000 ~1,000円	1,000円 以下	不明	計
50町歩以上	2戸	3戸	戸	戸	戸	戸	戸	5戸
20~50町歩		2	8					10
10~20			9	12				21
5~10			3	15	10			28
1~5			4	8	39	15		66
1町歩以下				3	52	54	5	114
計	2	5	24	38	101	69	5	244

は納税順位2位で納税額101,280円、28年度村民税申告書による所得明細では山林所得82.8%、給与所得10.8%、農業所得2.0%、その他4.4%計912,026円であり、圧倒的に山林所得が大きい。この階層の中でも殊に50町歩以上の大山林所有者は育林業を営み、それによる所得が非常に大きい。しかし、20~50町歩の中山林所有者になると、2,3の人々は山林所得が80%以上であるが、他は何れも50%以下の申告であり、農業所得の割合が多くなってくるが、サラリーマン階層即ち教師、銀行員、官公吏などによる勤労所得の比重が顕著になっている。例えば順位5位ス・ヤ氏の申告によると、給与所得80%山林所得10.9%その他となり、計433,138円である。林野所有に46町余(実面積)で、農地は7反7畝、職業は教師である。(2)本村林野所有の中核的存在である5~20町歩層は村民税1,000~50,000円の階層である。今13町の林野を所有し、10,000円に最も近い10,310円納税者のナ・タ氏の所得申告をみると、農業所得35.4%給与所得、山林所得共に32.3%計123,896円で、納

税順位 36 位である。この階層中特に 10～20 町歩所有者は数戸の山林所得の比重の高いものを除いて概して農業所得が多くなり、7～8 名の俸給生活者がいる以外農林業兼業者の多いのが目立つ。先述の農地併有関係から既に知られるように、1戸当り平均耕地面積は 5反7畝で、各階層中で最も大きい。この階層は本村における経済的安定階層と見ることができる。5～10 町歩では山林所得の 50%以上のものは僅か 2～3戸にすぎず、農業所得よりむしろ勤労所得に依存している。しかもホワイト・カラー労働にむきかえ筋肉労働化してくるのがめだつ。(3) 小山林乃至零細山林所有者である 5町歩以下の階層をみると、略々 70%の人がこの階層の中の納税 5,000 円以下納付者である。今所得申告をみると、1～5町歩所有の 5,000 円に最も近い納税額 5,020 円のタ・ジ氏をみると、給与所得 100%となっており、252,700 円である。山林 1町歩で農地 5反5畝、役場助役である。また 1町歩以下層の 1000 円に最も近い納税額 オ・キ氏は山林 4畝歩、農地 3反8畝で、農業所得 58,000 円であり、山林労務に服して勤労所

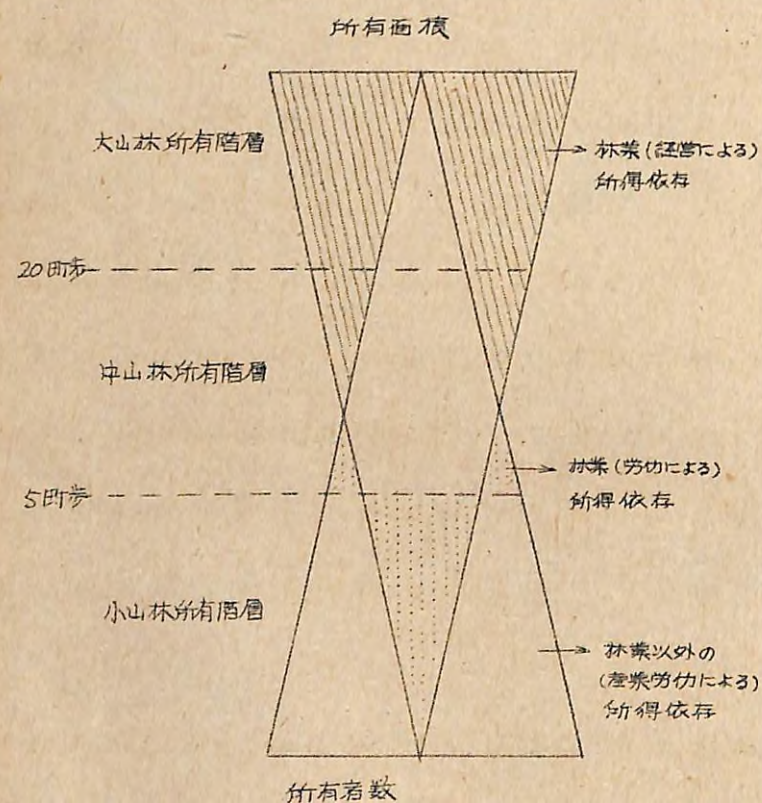
得が略々農業所得程度である。1～5町歩層の専兼業別兼家数をみると、専業 2, オ1種兼業 8, 従賃労 6, オ2種兼業主他産業 11, 主賃労 39 であるところからしても、農業依存度高く、また賃労働による生活維持をはかるものが著しく多い。しかもこれら勤労者階層も筋肉労働が非常に多いことは特長である。本村中央での小製杖工場所有者 2戸もこの階層である。零細所有者 1町歩以下層にはオ1種従賃労 15, オ2種主賃労 90, 主他産業 5で、山林所得者は 114戸中僅か 5戸にすぎず、殆んどが取員乃至賃労働者である。所得総額は 25万円程であり、多くは 10万円台である。この階層はとくに本村労働者化の特色をなすものとして認められる。生産手段を殆んどもたない山村農民は山村労務に労働力を供給し、或いは近郊へ賃労又は取員労務に労働力を提供する。そしてそうすることが彼らの生活を安定せしめうる現状にある。農耕地は従って主たる生産手段ではなく、自家菜園的非生産手段としてもよい。

以上村民税と林野所有規模との関係をみるに、両者は併

行しており、低額納税者は零細所有者であり、しかも戸数割合は高い。林野の所有規模は村民の階層を知るに適した指標とみてよい。

今概念図を用いてこれまでのべて来た個人有林の経済的諸関係を示すならば、オウ図の如きものとなる。即ち正二等辺三角形は所有戸数を示す。本村における中山林所有階層

オウ図 山林所有階層に於ける所得依存度



層を仮に5〜20町歩層として、それ以下、それ以上を大山林所有階層とすれば、小所有階層ほどその数多く、巨大山林所有階層は極く僅かである。これに

対し図の如く、二つの二等辺三角形を組みあわせて、所有面積について考えると、大山林所有階層は非常に大であり、小山林所有階層は無きに等しい。各階層が主要所得源を何に依存するかの概略はこの面三角形の組合せにより概ね知ることができる。即ち大山林所有階層は林業家としての所得が大部分を占め、他は農業と役付報酬である。中山林所有階層は山林所得は随分と大山林所有に比し減り、林業労働による所得が少し入り、農業、取貞労働による所得が大きい。小山林乃至零細階層である下層のものは、畜林業による所得は全くないと一応考えてよく、林業とはいふもののそれは山林労働による所得の維持者が多い。この階層は林業以外の農業、勤労所得階層ともいいうる程それらの所得者が大きいことが明瞭にうかがわれる。

次に林野の所有形成について、先ず本村における大所有者である20町歩以上のもの15名についてみると、凡そ次の型に分れる。

(I)

慶応3年徳川慶喜は幕府の政權を奉還し、諸侯の版籍を

返還したが、このとき歴史的にみて従来の封建的土地所有が解体したとされている。これが更に具体的な形をとり、明治5年(1872)に地券制度設置となり、8年山林原野官民有区別標準を作り、土地官民有区分を開始し、14年同区分の実施が終了した。本村における林野所有の官民有区分当時、旧家の如き村の上層階級であつたものが封建的に山林を所有したとか或いは共有林をその当時個人持山に分割して所有を確立した等々により官民有区分当時既に林野所有が確立していたものをこのタイプとして考える。官民有区分以前彼らがいかにしてその林地を所有したかその原因動機については、究明すべきであるが、これは後日にゆずることとして一応官民有区分後についてタイプを分けて考えたい。

このタイプに属するものは20町歩以上にあつては8名である。この中でも拡大型と停滞型並びに縮小型とがある。拡大型は僅かに1名即ち他村にある実面積を入れると、本村の最大の林野所有者である東組の育林業家であり、森林組合長であるイ・シ氏である。氏の所有発展過程は先々代

が名主をしていたが、又同時に糸商師をして着々と資本を蓄積したが、木材業は行わず、先代も引続き山林経営オンリーで現在当主につづいた。最近秩父両神に8人持共有林を求め血縁関係である秩父市マ・セ氏に細部の管理を委託している。本村における実面積は78.53町歩である。旧来よりの林野所有の著しい増減を認められなかつた停滞的な所有者は5名存する。彼らは凡て育林家であり、中ノ名は教師を兼ねているが、他は農業のみを営んでいる。山林所有の確立後、事業の失敗などによつて林野を失つたいわゆる縮小型のものは20町歩以上に又名いる。その中の1人コ・ヨ氏は現在郵便局長をして50.53町歩を所有している。コ家は旧くして大山林家であり、以前は150町歩もあつたといわれたが、先代は村長、果会議員などを兼ねていた。家柄は他から移住して来たということであるが、この家には企業家的才能をもつ人が居り、一時栄えもしたが事業の失敗等で現ヨ氏の代になつてからは増減はない。

さて、以上は(I)タイプの20町歩以上の所有者であるが、20町歩～5町歩層はいかになつていだろうか。こ

れは 44 の所有者があり、拡大型はみられず、停滞型 37、縮小型 6 で圧倒的に先々代あたりより即ち明治の初期より山林所有者が多いことが分る。縮小型所有者の下降の原因は、事業の不振、火災による家財消失、酒のための浪費などのためである。

(II)

事業により山林購入資金を得て、それを蓄積し、かたわら高利貸等の金融業により更に資本を蓄積、それらを山林集中に向わしめたものを一応(II)のタイプと考える。これには木材業型と一般事業型とが存在する。

今 20 町歩以上の所有者についてみるに、木材集型 1 名、一般事業型 2 名である。前者には本村内における林野所有において現在首位を占める森林組合重務の篤林家ナ・タ氏がいる。森林調査簿による村内実面積は 105.55 町である。ナ・タ氏は木材においては梯な材木商によつて、主として山林を購入して発展した人である。先々代は明治初期より全 40 年頃にかけて東吾野一川越一牛住に至る「筏流し」を業とし、名主をかねていた。次いで先代に至り、その蓄

積資本により金融業乃至貸屋を営み、又養蚕を大きく行い、村としての産業資本家を確立した。現代タ氏は名栗村マ家より養子にきたが、財産は相続税で減らしたが、村としてはその経理にたけ、しかも実直性のある点から森林組合重務に推している。

後者の一般事業型の範疇に目される人には下長沢のオ・デ氏と間野のオ・エ氏とがある。デ氏の先代はつとに事業家としてのオを有し、^{おこせ}越生に土子銀行を創ったが、昭和初期の恐慌時に潰れてしまった。其後武蔵野鉄道の重役を経、村長にもえらばれた。現デ氏の代になり、秩父崩落に投資したが失敗し、秩父の山林を売却した。現在農業を営むかたわら 76.71 町歩の山林を経営している。エ氏の先々代は牛ひきを仕事としていた。即ち飯能市場へ木炭を運びその帰り車に食料を積んでくるという商品流通の一手段を當時業として暮していた。先代は投機的気性にとり、為に殖産金庫に失敗したが、現栄太郎氏は山林を伐採した資本で共有山を購入し、又多少の製材事業をも行つたが、しかしこの事業によつて多くの利益はえられなかつた。現在 45.1

町歩ある。

(II) タイプ^oにおける 20 ～ 5 町歩の中山林所有者はいかようであろうか。木杵業型 5 名、一般事業型 5 名である。木杵業型にも杵木屋、製杵業、筏流し業、或いは木杵業と商人との兼業等があり、又多くこの (II) 型は浮沈をまぬかれず、ことに中山林所有者にはこれが多い。そのため山林を手離し下降山林家になるものもいる。一般事業型は主として養蚕については手徴物業、或いは商業により、そのえた利潤を蓄積して山林資本とした。

(III)

一応の林地所有の素地はあつたが、その面積において差程大きくはなく、むしろ自己の労働力により没落地主より山林を購入して、除々に堅実に山林の兼併を行つたものを (III) タイプとしてみる。

20 町歩以上でこのタイプに属するものは 4 名いる。須田保太郎氏はいい伝えによれば徳川中期には鍛冶屋をしていたが、先々代は山林を伐採し材木を売払い、更に地所を増加せしめたが、先代は役場書記をし、当主は小学校々長である。

コ・マ氏の先々代は当時山林は僅かあり、育林経営を少しく営んでおり、才智にたけていた。先代は小学校教員の堅実な道を歩み、当主は役場助役からおされて村長になり、その敏腕はかわれている。梅園村に山林を多少求め現在拡大しつつある。オ・セの先代は村長、農協組合長をしていたが、最初の所有は 4 ～ 5 町歩程度の僅かであつたが、その後林業経営をよく行い、山林の蓄積を四つた。又木炭焼もしたが、収益はうすかつたが商人に搾取されることはなかつた。現セ氏の代になり、伐採のかたわら杵木屋を営み、素材売も少しした。カ・タ氏は早く亡くなり、現在その妻が山林経営者になつている。寡婦の場合は本村では交際を少なくし、又村民一般の同情的態度により山林乱伐などを来さないですむので、増減はないが蓄積は大となるようである。

20 町歩以下の (III) タイプは 3 名であるが、彼らは教師、森林組合等に勤務し、サラリーにより蓄積した資本で山林の集積をこころみているわけである。

このように東吾野村における 20 町歩以上の大山林所有

者並びに 5~20 町歩の中山林所有者についてその林野所有の過程をみたわけであるが、大山林所有者にあつては林野の拡大の方に向つてゐる人々は (I) (II) 並びに (III) 何れのタイプを問はず、僅か又、3 名にすぎない。しかし又下降に向う人々も少なく、大半は先祖伝来の林野を多少の増減はあるが、そのまゝ所有しつづけたものが多い。育林業と木材業兼営により更に山林を集中せしめていくのが、わが国林業発展史の一特質であるが、本村がこの傾向に反していることは注意をひくものである。本村育林家は依然として育林のみに主力を注いでいることは、又先述の大半の者が古くからへりもしないしふえもしない状態にあることにも関連してくると思われるが、育林経営のみでの収益追求は従つて木材業兼営の場合にして微弱なものであると思われる。

20 町歩以下の中山林所有者にあつては (I) (II) (III) タイプを通じて圧倒的に土地官民有区分当時より「減りもせず増えもしない」ものが多い。又この支配的中山林所有者には事業兼営の (II) タイプが多い。例えば飯能に製材工場を

もつ浅見滝次郎氏、又本村で製材業をいとなむ浅見嘉蔵氏がいる。両者ともに 8 町歩余の山林所有者である。一般事業即ち本村にあつては養蚕、はたおりなどの事業もこれらの階層のものは手堅く行つてゐる。(III) の型にしてこの層の人々はむしろ労働所得により着実に僅かずつではあるが上昇的型をたどつてゐるのがうかがわれる。しかしながらこの層では育林業を主体とするものは見当らず、常に何らかの副業又は産業をもち、不時の貯蓄的役割をもつて山林依存の本旨に考える傾向が強い。

5 町歩以下の小乃至零細所有者にあつては、区分時に所有してゐたまゝのものとか、其後労働所得等により徐々に僅かの山林を個人有にしたものであるが、育林は家内労働により、その利得は内取収入程度にしか見られず、経営も従つて粗放化される傾向がある。さきにもみたようにこの層は、転員労働乃至は筋肉労働によつて生活を維持するもの多く、これが 1 町歩以下の零細山林所有者になると、林業即ち筋肉労働が多い傾向にある。

村の約半数を占める山林無所有者についての性格は重要

であり、こゝで一応考察すべきであるが、後ほどに一括して述べることにする。

(3) 本村山林所有者の他村所有

役場の登記土地台帳により、本村民の他市町村への林野所有の状況を表31表によりみると、5反5畝より9町3反までの規模の共有林所有8件計15町5反を含めて、79件125町5反8畝存在する。これらは凡て同県内にとどまり、隣接町村、ことに名栗の如き純山村ではなくて準山村即ち農業を村の主産業とする毛呂山等の進出が特色がある。しかし圧倒的に八徳、風影部落にすぐ隣る梅園、吾野の進出が大きい。他市町村所在125町歩のうち73.7%を両村に占めている。件数においても略々同じ割合である。これは梅園とは峠一つをへだてて、古くよりたえず往ききする関係にあり、現在では梅園の林業労働者が多く長沢方面の伐採等の仕事に従事している。吾野への進出も同様山つづきであり、交通の便利さと相俟つて、以前は先にのべたように、一時は村有林まで吾野に求めた程であつた。

殆んじが同県同郡地方であるが、秩父奥地の山林にも近年当村の大山林所有者の進出がめだつ。こゝに掲出した数値は台帳面積であるから、少くとも2〜3倍の実面積があり

表32 本村山林所有者の他市町村への進出

所在地	件数	面積	
		実数	割合
入間郡	高麗村	4	1.4. 1.12
	飯能市	3	1.6. 2.16
	名栗村	1	4.2. 28
	原市場村	1	3.5. 6
	高麗川村	1	2.26
	毛呂山村	8	12.9. 6.17
	梅園村	32	53.8. 9.20
	吾野村	27	38.6. 3.11
秩父郡	大滝村	1	2.6. 2.7
	西神村	1	13.6. 1.20
計		79	125.5. 8.3

註：共有林8件、15町5反2畝12歩を含む

從つて両神村の面積も大きなことが知られる。両神における山林は地元の山林所有者と組んだ共有林である。

役場の山林台帳の年次別登記は、必ずしもその年度に購入したものとはいられないが、一応の指標となり得るので大正10年から一見したい。昭和12年までは年1~2件で面積も少いが、13年に大正10年から昭和28年の中の過半数の47件があり、これは事務処理上の事由にもよるが、とにかく面積も47町歩を数える。14年以降終戦までは12年以前より面積も件数も多くなつてきている。戦後は件数も毎年1~9件を示し、面積も、たとえば昭和27年には19町歩を購入している。戦前の14~20年の当時より3倍方の土地購入割合である。

今79件から共有林を差引き、世帯別に整理して村内所有の規模別に村外所有の規模をみると、50町歩以上の階層では矢張村外所有も本村としては大きく、最高は17町歩である。しかし大所有者5戸凡てが絶対に山林を求めているわけではなく、台帳数字ではあるが名栗の所有者に比し小さいが、10~50町歩層をも含めて村外所有をみる

オ33表 村内山林所有規模よりみた村外山林所有規模の戸数

村内規模 村外規模	50町歩以上	町歩 20~50	10~20	5~10	1~5	1町歩以下	計
1町歩以下		2	4	5	12	11	34
1~5町歩	2	2	3	5	3		15
5~10		4	1				5
10~20	2						2
20~50							0
計	4	8	8	10	15	11	56

ならば、その戸数は大であり、その面積も割に大きい。1~5町歩、1町歩以下層をみると、他村進出の割合も少なく、又面積も小さい。中山林所有者が多く村外山林所有者として進出していることは本村の村外地主の特徴と云えるであろう。

村外所有は自村内の林業資本で以て、その機にふれて、近接の市町村より買受けたもので木材業資本又は企業資本は少ない。前者の好例に井上正太郎氏、後者のそれは現在木材業者を堅実に営む木材業者の小川重吉氏がある。小川

氏は本村にはノ町歩にもみえない面積しか所有がないが、毛呂山には台帳で4町歩ある。

村外所有の規模によつて、村内における階層をみると、10町歩以上は本村の大山林所有者で純然たる育林地主である。育林資本により更に奥地乃至は近接の山林に拡大してゆくタイプであり、村の上層である。5~10町では中堅山林所有者で、その中ノ名は教師、ノ名は村議である外は5~3反の自作農であり、育林を一家の柱としている階層である。1~5町では木材業並びに関連企業による資本蓄積によつて進出したものが2, 3居り、又転員労働者も若干見られるが、概して小農層であることが理解されるが、積極的他村進出の地主階層ではない。

以上、本村山林所有者による他村地主進出を概観したわけであるが、共有による所有15町歩はとくに特徴はないが、最も大きいのに村長である小峰正夫氏と森林組合常務の共有の9町3反で梅園にある。総じて育林資本による、小面積の漸進型で近接の山林資本の脆弱乃至は変動激しい山林へ進出を図つてきたが、戦後着実に蓄積された育林資

本が、辺境地へしかも以前よりは大きな面積を求めんとしつつある現実である。

(4) 共有林

共有林は東吾野村においては、一般の山村に比して少く、

39件、58.76町歩

であるが、34表の如く2人記名共有山から16人記名共有山まである。しかし実際の共有林としては土場を除いて15人持までである。前者は圧倒的にその件数が多く、28件を占める。今土場を除いた34件の共有林についてみるに、その所有が単に名儀だけ便宜的

表34 共有林の共有者数別件数・面積

共有者数	件数	面積	備考
2人持山	28	町 42.28	
3人 "	3	6.81	
5人 "	1	2.14	
7人 "	1	4.95	
9人 "	1	1.02	土場
11人 "	1	1.09	土場
14人 "	2	1.60	土場
15人 "	1	1.86	
16人 "	1	1.01	土場
計	39	58.76	土場計72

に分れていても、血縁等の関係で同一戸数と見られるもの
即ち形式的所有と、又は同一戸数であつても実際は共有的
所有をなしていると思われるもの、即ち実質的所有とがあ
る。3人以上の共有林にあつては凡て実質所有であるが、
34件の8割余を占める2人持共有林にあつては、半数ず
つ実質と形式の所有がある。しかし面積においては実質所
有が11町歩余大きい。近年における共有林形成が単に
名儀のみに移行し、実際は全く単一の個人有林と変らない

表35 共有林所有の実質、形式別

持山別 実質形式別	実 質 所 有		形 式 所 有	
	件 数	面 積	件 数	面 積
2人持山	14	26 ^町 72	14	15 ^町 56
3人 "	3	6.81		
5人 "	1	2.14		
7人 "	1	4.95		
15人 "	1	1.86		
計	20	42.48	14	15.56

ものが割に多いことを知るのである。

かつての本村における部落有林が明治17年(1884)3
月の地租条例制定当時において個人所有に名儀が変更され
たが、これは従前の本村の共有林が自然村の部落有林的性
格が崩壊して、個人有的性格に転化したことを意味する。現
在純然たる当時のかゝる共有林として法的に登録されてい
るものは、15人持山1件しかない。名栗村にあつては、
部落有的性格の共有林が12〜3あるが、この村ではとに
かく近代的山林所有形態が明治の初期において確立してい
たとみられる。

現在したがって本村においては、純然たる共有林のすが
たは見出せないが、そのかつての面影を知る上に、15人
持山について瞥見したい。この15人持山は東組部落のも
ので、現在は戸数が増加して21戸あるが、当時15戸で
あつたものが各戸共1口平等に所有され、例え家のものが
死亡しても1口丈はその家付の財産として離されなかつた。
例えは興徳寺の隣のイ・ワ氏は行方不明になつたが、そ
の弟がこれを引継ぎ、かくの如く一身上の喪失又は破産等

の重大事にあつても部落有割当のノロだけは手をつけずに現在まで存置された。かく現在まで残存された理由は、ノロずつ各戸にあれば、自家薪炭林として便利であつたからである。その後も面積は増減なく、ノロ5人の中で育林技術に詳しい者がとくに主だつてこのノロ5人持山の手入れをなし、他ではみられぬが個人有林と全く同じように立派な成林をみている。下刈はノ年2回で輪番に、枝打は全部で行つてゐる。そしてこれは自家用林乃至は用材販売をなし収益を挙げている。ノロ5人の共有林に対する経済的関心は戦後急速に依存度を高めている。この共有林が現在にいたるも平等的所有であることは収益の配分方法における「立木売買契約書」において具体的に明確にされている。これは樹種スギ、ヒノキで大正代に植栽し、昭和29年に皆伐し、飯能市の本村居住の製材業者カクニ製材KK.の浅見滝治郎氏に処分したものである。ノロ5名の中には大山林所有者もあり、極零細所有者もいるが、その配分方法や経営方法については全く平等である。

しかしこれをもつて直ちに本村の他の共有林の経営、管

理がスムーズに行われているといふのではなく、むしろ共有に対し無関心であり、そのまゝ放置し、利用状況も悪い状態にあり、識者の憂いとなつてゐる。部落有的共有林以外の共有林は3、4の明治初期—中期における破産者による所有権移転によつて形

持分数	分配金	住所	氏名
1	25,000	井上	小林 義彰
1	25,000	"	井上 里治
1	25,000	"	井上 豊作
1	25,000	"	井上 三郎
1	25,000	"	杉山 仁一
1	25,000	"	井上 福蔵
2	50,000	"	寺沢 喜一
2	50,000	"	井上 源次郎
1	25,000	"	寺沢 喜代次
1	25,000	"	井上 茂一
1	25,000	"	井上 松表
1	25,000	"	小林 利三郎
1	25,000	"	井上 正太郎
15	375,000	"	

成された共有林と、他の凡ての共有林は共有の期も極めて最近であり、貸借金返済不能のために山林をもつてそれに

かえたり、没落した地主の山林を形成したところの共有林である。そしてそれらは2人持山に非常に多いことが分る。

形式的所有者は山林所有 5町歩以下に多く、兼業階層を示し、之に反し、実質的所有者は10町歩以上に多く、育林業を重くするものに多い。

尚本村には約40町歩の不在地主の共有林があるが、これに關しては後にいれることにする。

(5) 借地林

西川林業の重要な一環をなす隣村名栗林業は一名分収又は借地林業といわれ、育林経営に於て分収即ち植分によつて成立している森林が多い。これは借地人を植主又は植分人によび、地主である村、共有林組合又は大山林所有者から、一定の林地を借受け、植栽手入を実施し、契約期間の経過後立木伐採収益を地主と予め契約した分収歩合に応じて配分するものである。

東吾野から500mたらずの山1つへだてた名栗では、このように古くから借地林が盛んに行われて来たが、本村に於ては果してこの影響を受けなかつたであろうか。森林組合での聞取りによれば、借地林乃至は借地林と思われるものは10件たらずであり、面積に於ても合帳面積であるが約11〜12町歩である。これらの特徴は

- (1) 寺院の地主がめだつ。
- (2) 植主は部落、農事実行組合、青年団などの公的団体が多い。
- (3) 借地動機は記念事業、砂防などの如く、私的利潤追求

のものでなく、公共的色彩が強い。

のである。

本村に於ける現在の借地林はこの様に極めて発達していないが、これは借地林制度の生れた明治時代からであり、しかも一つの借地林はその契約期満了で一応解消し、引続いては行われない状態である。契約書も正式なものを取りかわしていない向もあり、又阿寺の宗林寺は檀家に借地させているが、これは何れ又寺に返すものであり、本来の借地林か否かは疑問である。今一つの契約書を例として、大体の本村の借地林契約の内容を知りたいと思う。

植 分 林 契 約 書

本植林事業ハ昭和九年ノノ月ノ七日畏クモ我東吾野村ニ御勅使ヲ御差遣遊サレ、農山村経済ノ実情及更生計画進捗ノ情况ヲ嚮ハセ給ヒタリ此ノ空然ノ榮幸ヲ記念シ更ニ更正ノ実ヲ場ゲ協同一致ノ精神ヲ涵養スルノ目的ヲ以テ植分林ヲ左ノ如ク契約ス

記

- 一、山林所有者 ナ・タ、以下之ヲ甲ト称ス
- 二、借 用 者 大字白子責任代表者 タ・ウ、ツ・ヨ、コ・カ、コ・キ、ハ・キ、ナ・シ、ツ・キ、ス・ヤ、オ・ヨ、イ・ヨ、イ・オ 及び 区長、区長代理者、以下之ヲ乙ト称ス
- 三、山林ノ場所 大字白子字何地ノ内約ニ反歩 此植付本数杉八百八拾本、桧四百貳拾本、榎参拾本、計千参百参拾本
- 四、植林苗木ハ乙ノ負担トス
- 五、貳拾年未滿ノ間伐三割（植付本数ニ対スル）以内ハ全部乙ノ所得トス 但シ間伐ヲ行フ場合ハ両者立会ノ上行フ事
- 六、植林手入管理ハ乙ニ於テ全責任ヲ負ヒ 手入不完全ノ場合ハ伐採配分率ヲ相当減額スル事アルベシ
- 七、伐採期ハ昭和十年ヨリ起算シ貳拾五ヶ年目トス 但シ相互協議ニ依リ伸縮スル事ヲ得
- 八、伐採分配率ハ甲六割乙四割トス
- 九、甲ハ右土地ヲ他ヘ譲渡シタル場合ト雖モ契約期間中ハ

前記契約ヲ証スル為契約書貳通ヲ作成シ甲て各々通ヲ所持ス

昭和十年三月十七日

東吾野村大字白子何畝地

ナ・タ

印

同

借主

タ・フ

印

勅使御差遣記念植林規定

- 一、記念植林事業加入者ハ大字白子ニ居住スル者ニシテ植分契約書記載ノ五拾参名トス
- 二、本事業ニ因リテ生ズル収入金ハ大字白子基本財産トナス
- 三、基本財産使用方法ハ伐採後ニ於テ設定スルモノトス
- 四、本植林管理方法ニ付テハ区長及区長代理者ノ指揮ニ従フ事
- 五、大字外へ転任スル者ハ本事業ニ関スル一切ノ権利ヲ失フ

六、植付後ニ於テ字ヘ新ニ居住シ本事業ニ加入セントスル者ハ其レ以前ノ一人当り見積諸至費ノ相当額ヲ疎出スルモノトス

この例は天皇勅使派遣の栄譽の記念と併せて、当時全国的に提唱されていた経済更正の実をあげるのが、植分の主理由である。地主は村の大所有者であるナ・タ氏であるが、借主即ち植主は当時の白子部落民全員 53 名である。

附属規程によれば、この収益は白子民基本財産とするもので、白子外転出者はその権利を失い、転入者であつても、新規加入ができるようになつている。この契約は、本村の当事者も述べているように余り十分といえる程規約が完備しているものではない。これを名栗の平沼氏の契約書に比べるとき、随分杜撰であるが、しかしそれでも文面からは地主の地位が強化されていることが知られる。即ち

- (1) 育林費其の他が借主負担であるにもかゝらず、間伐などは凡て両者立会となつている。両者立会ということは両者対等を意味せずして地主の間伐木指定を意味する。

(2) 借主がもし手入れ管理が不十分な場合即ち地主の意志通りに手入れを行っていない場合は収益配分率が減ぜられるおそれがあること。しかしこれは本村にあつてはむしろ借主の申出によるものであり、一般に森林の保護をうたつたものであると云われている。

(3) 伐期は25年となつており、短いのであるが、しかしこれに伸縮性を与えたことは伐採時期における相場のよいものをとらえる為といわれ、しかも相方協議となつていて、この時期は地主が定め、地主の主体の元に借主はそれに附和するに過ぎない。

(4) 生産物地代の取得歩合が地主6借主4となつており、本村に於ては尚7:3の場合もあるが、概してこの点については名栗よりも地主歩合が有利である。これは本村地主が余り借地林を好まない為、借主が地主に「お願い申す」の型であるために、地主歩合が高率であることによる。

以上ノ事例を通じて、育林経営に対して地主の干渉の強いこと、伐採期の最終的決定権が地主に所属すること（契約書の文面によるのではなく、現実面に於て）、分収歩合の著し

く地主に有利なこと等より本村借地林における地主の地位強化と有利性をみたわけであるが、この制度は旧くから発展せず、しかも契約はその当事者ノ代限りで終るのが殆んどであり、面積も極めて少いのでとくに強調するに値しないかも知れない。地主は伐採後の収益のみを、又植主はこの制度には貯蓄的意義をもたせているわけであるが、如上のように東吾野に於て何故借地林業が发展しないかを簡単に考察すれば、

(1) 借地林経営の粗放性。手入れを余程嚴重に取極めても林木林地は乱れ勝ちとなり、山林所有者はこれを書ばない。

(2) この経営の總体より考えて、総収益の割合が乏しいこと。歩合は他に比し高率であるにもかゝらず、借地林面積は僅少であり、山林所有者は借地林総収益を余り大きくは考えていない。

(3) 階層分化の進捗により、賃労働者が雇用の場を他に求めうる経済的立地条件下に本村が置かれていること。

等と思われる。

本村における借地林業は個人の収益性を目的とする私有林業としての発展性はなく、公共目的——例えば部落財産をつ

くる着の如きものについてだけ保持されている。

4. 不在村者の本村土地所有

オ37表 不在村山林所有者出身町村別所有状況

郡市町村名	1町歩以下		1~5町歩		5~10町歩		10~20町歩		20~50町歩		所有者数		面積	
	所有者数	面積	所有者数	面積	所有者数	面積	所有者数	面積	所有者数	面積	実数	割合	実数	割合
飯能市	2	.22	14	35.70	2	11.79					18	27.8	47.71	19.2
狭山市					1	5.38					1	1.5	5.38	2.2
川越市	1	.21	2	2.36							3	4.6	2.57	1.0
浦和市	1	.06	1	1.11							2	3.1	1.17	0.5
入間郡 吾野村	5	2.22	8	19.38			1	14.60			14	21.5	36.20	14.6
高麗村	3	1.70	3	8.65	2	12.67	1	15.43	1	28.33	10	15.4	66.78	26.8
高萩村	1	.52	1	4.12							2	3.1	4.64	1.9
梅園村	1	.22									1	1.5	.22	0.1
麻場村	2	1.16	1	3.46							3	4.6	4.62	1.9
豊岡町	1	.61	1	1.33							2	3.1	1.94	0.8
毛呂山町			1	2.53							1	1.5	2.53	1.0
金子村					1	7.47					1	1.5	7.47	3.0
東京都	3	1.38	1				1	10.60	2	51.80	7	10.8	67.15	27.0
計	20	8.30	33	82.01	6	37.31	3	40.63	3	80.13	65	100.0	248.38	100.0

他市町村に居住するもので本村に山林を所有しているものは、既にオ25表でみた通りであるが、社寺有は高麗村の1

件、114町歩、会社有は東京の1件148町歩、共有林は2~13人持山6口25.24町歩であり、個人有林ではオ37表の如く65人248.38町歩である。不在村私有林249町歩は本村山林総面積の16.5%にあたり、又個人有林249町歩は個人有林総面積1532町歩の16.3%にあたる。今個人有林248.38町歩の所有者の市町村別面積内訳をみるとオ37表の如く、所有者数に於ては飯能、吾野、高麗の隣接市村と東京が多い。隣接市村所有者は不在村所有者の64.9%を占める。これに対し、面積に於てもこの3市村ではあるが、高麗、飯能、吾野の順になり、併せて60.6%を占めている。しかし東京在住者による面積が最も大きい。32表でみたように、本村山林所有者の他市町村への進出割合は入間、狭父両郡に及び、梅園、吾野、両神、毛呂山が多いが、吾野だけ類似している現象であるが、それ以外は全く割合を異にし、又本村に入る不在山林所有者は同一郡内に限られ、東京の所有者は大面積所有者がいることが目立つ。

所有面積の区分別にみるならば、65名中53名が5町歩未満の小乃至零細所有であるが、面積においては248町歩

の中90町歩である。これらから分ることは、他市町村民の本村山林所有は比較的困難なことであろう。

オ38表 大中不在村山林所有者の面積、職業

市町村名	氏名	面積	職業	その他
飯能市	ハ・ジ	5 ^町 .97	無職	
〃	ハ・ト	5.82	木材業	
狭山市	タ・コ	5.38	米穀商、製粉業	
吾野村	イ・ジ	14.60	医師	
高麗村	イ・シ	7.07	農、役場吏員	
〃	ヒ・タ	5.60	医師	
〃	オ・タ	15.43	金融業	
〃	オ・ミ	28.33	木材業、農	
金子村	カ・タ	7.47	学校長、農	昭和2~13年飯能コ氏より
東京都	ヤ・ノ	10.60	育林業	西多摩郡
〃	ヤ・ジ	28.14	日立代理店 事業、諸員	本村には会社育林もあり
〃	ス・ヤ	23.66	木材業、家具商	
計	12名	158.07		

5町歩以下の山林所有者の職業構成は木材業、育林家は少く、農業、精神労働者が多いが、中には原市場村の著名な間伐の大家オ・カ氏の3.46町歩もある。これに対して5町歩以上の大中不在村山林所有者の実態についてはオ38表の

如きものである。これによると事業家の進出を見ることができ、木材業、育林家も多い。東京都ヤ・ノ氏は三田村の林業家であり、青梅林業家の西川林業地への進出とみられる。今最も本村の山林を集中せしめているのは、東京のヤ・ジ氏であり、会社育林旭不動産KKもヤ氏の会社であり、育林撫育をする委託人を本村に居住しているものより選び、経営も比較的合理的に行われている。しかし概して不在村者の山林所有に於ける育林は粗放で、本村の林業家の鬱鬱をかつている。不在村所有者と在村所有者を比較するとき、前者の大きな所有者が投機的な経営であり、自身の主業に対して育林業を副次的にしか考えていないのに対して、後者の大きな所有者は財産的な保続的な経営であり、育林業を本業と考えている。共有林25.24町歩は形式的所有は1件で、他は凡て実質的所有であり、高麗、吾野、飯能、毛呂山の居住者である。

以上悉するに、不在村者による東吾野における山林所有者の意義は、山林集積の度合、経営の粗放などよりして、この山林所有者自体に対して、経済的社会的に大きな意味をもつものとは云えないであろう。

5. 森林組合の機能

本村における森林組合については、既に2, 3の論説^{*}によつて紹介せられ、その成立過程、現在における機能並びに運営方法について述べられているので、こゝで取上げる必要はないが、大略の傾向を示さんとするものである。

昭和28年組合調べによると、組合員は地区内居住 198人、地区外居住 30人計 228人おり、これは私有林中社寺有、会社有、共有を除く個人有における総所有者の74.8%にあたり、また組合員所有林野面積は1,490町歩で、総林野面積の88.5%にあたる。このことは森林組合員が本村林業に於て量質ともに大きな存在を示すものである。現在出資金総額は133万円で、口数は666口である。主たる事業は本村の雇用場として特別な意義のある製材工場と、樹種養成、植栽、撫育、間伐などの育林教育指導であり、又貸付事業も行っている。

この森林組合は昭和17年に設立され、当時、戦時経済体制の一環として設立されたものであつた。しかし森林組合の

素地は既に述べた昭和7年に始まる経済更生計画村としての指定を受けたとき、その1つの部門に林業部があり、これが昭和17年に追補責任森林組合として組織されたものである。

現在森林組合は13名の役員で運営されているが、委員会林業部の組織を全面的に引継いだ為、同部の役員である幹部、世話役は部落会を通じて選ばれたものが形式的に選出されたものであつた。役員はつまり各部落毎の地域代表が部落会での工作により決められたものである。又役員の山林所有面積は中規模以上であり、社会的にも上位の構成である。しかもかゝる役員が長くその席をしめている。森林組合に加入している小規模所有者にとつては、組合は自分達の為には役立たない、一応隣りの家でも入るからおつきあいに加入するという考えをいだいている。森林組合の果たす多くの機能が大乃至中山林所有者の伐調資金借入とか2, 3の若の為に存在しているというようなことが、本村の組合の場合についてもいえる。そして村民自体の事勿れ主義から表沙汰にしないというに過ぎないのであり、底流にあるものは、大～中所有者と小～零細所有者の対抗関係とみられるのである。

* 江畑奈良男「東吾野森林組合の発展」(農林省林業試験場経営部 昭和30年)

松本真一「森林組合の機能と運営—埼玉県東吾野村森林組合」(宇都宮大学 昭和30年)

三 木 材 業

一般に木材業の概念は明確ではないが、木材の仲買又は販売の業をすることをいうのが妥当と思われる。しかしここでは広義に解して林木の伐出より製材に至る木材生産過程すべてにわたるものを木材業といい、従つてこれは伐木業及び素材業並びに製材業の3構成として考えたい。即ち伐木業は山林所有者＝育林家のもとを離れた立木を伐採搬出する業を、素材業は伐木業と製材業の間に介在する仲買販売をなす業を、製材業は立木又は素材を購入してそれを製材し或いは販売する業をここでは一応考えたい。

1. 伐 木 業

立木の伐採搬出は、本村においては凡て素材業者がこれを行い、山林所有者が行うことはない。又他の地方で見られることのある伐木業専業者もいない。本村においても多くの他の地方と同じく立木のままで素材業者に販売し、素材業者は自らか又は下請させて伐出を行う。

伐採搬出のみを専業とするものは、他の地方に於ても少ないが、大正末年頃までは十分にそれが成立していた地方もある。かかる傾向に対して本村に於ては明治初期より成立の余地がなく現在に及んでいる。

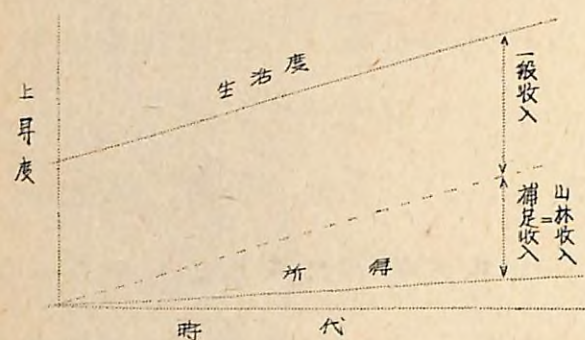
伐出業としてではなく、伐出過程の仕事をここでのべると、略々一定のグループより成る山林労働者を、戦時統制全済時代に村民協力の実をあげる為に作つた班長つまりグループの仕事頭により集められて本村の伐出が行われている。伐出過程を兼営する素材業者は班長に山林労働者を集めてもらうように依頼すれば、略々所要の伐出は可能となる。山林労働者―班長―素材業者の間におけるいわゆるピンはぬ等の如きものは一応ないものとみられる。

木材価格高騰以前は山林家は生活資料の必要量のみしか立木伐採をしなかつたわけであるが、森林組合設立のころから、フ・シ氏の熱心な唱導が次第に普及し、間伐が行われるようになつてきた。これは主伐のみによると林地を破壊させるおそれがあること、経済的側面からみても収益性にとむこと、又木材界一般のうごきも全済情勢の影響を受けて、間伐収入

をあげる考え方が本村山林家にも及んでいること等による。

このことはオク図の如く、文化の上昇は生活度の上昇をもたらすが、その急速な割合に比し、所得上昇がこれにともなわず、そのひらきが結局間伐収入をはじめ伐採収入によらねば

オク図 補足収入のいみ



まかないきれぬことにもよると考えられる。

2. 素 材 業

森林組合における間取りによる調べでは、オク表より素材業者として認可されている主業的なもの7名、そうでない副業的なもの5名計12名いることがわかる。本村における素材業の機能については既にふれたが、伐採搬出過程の業務も兼ね、飯能の素材業者又は製材素材兼業者の注文に応じ

オク表 素材業者取引量並びに主要取引先

	部 落	氏 名	取引素材数	主要取引先	山林所有面積
主業的なもの	下白子	ツ・ノ	300~400石	東京城北市場 飯能材木店	町一
	上平戸	オ・ジ	1000	飯能材木店	4.90
	間野	オ・ヤ	300	"	—
	東	テ・ノ	300~400	"	—
	下長沢	オ・ギ	300~400	"	—
	瀬尾	カ・カ	700~800	"	—
副業的なもの	"	オ・ト	600~700	"	—
	下白子	オ・ト	300	"	—
	間野	オ・ヨ	150~200	"	—
	八徳	コ・サ			
	風影	ク・ゴ			
	"	ク・コ			
計		12名	3950~4500		

て、山林家より適宜立木を購入し伐出し、その需要を充たすいわゆる木材仲買の業務と自ら立木を購入し伐出して素材を飯能や東京の素材業者や製材業者に販出する業務である。

これらの素材業者の本村における業務が、結局資本の点で飯能素材業者乃至製材業者の資本に依存し、結びつかねばならぬ現状にある。本村素材業者の資本は零細な自己資本のみ

では到底まかなえず、借入資本として農林中央金庫、農業協同組合、地方銀行そして個人よりの夫々借入金となつている。個人とは飯能の素材業者である。本村における資本家は育林家であるが、彼らの蓄積した資本は自己の山林立木を売払つた業者には殆んど貸出さぬという。これは育林家が素材業者を危険視し、不安がることによる。かくて資本関係においては本村における育林家と素材業者とは殆んど結びつかぬかに見える。育林家が大体この様な傾向をたどるので、素材業者の資本は大部分飯能業界の資本によらなければならぬことになろう。育林家は素材業者を不安視するのみならず、素材業、製材業は本村においては利潤の低い且つ危険な企業であるとして、これに全く無関心の態度を示す。トラップ出しになる以前の筏流しのころにあつては、本村の素材の取引先は、近郊に於ける需要地を欠いていた為に、自己資金の不足を種々苦面しておぎない、注文市場ではなく、売付市場として東京に求めたが、1年の仕事を7月下旬より8月中旬に凡てをかけても、先方市場の言い値で等級をきめられ、一方的に仕切され、即ち東京木材問屋の全くの従属下に本村材があつて、

一時に多額の経費をかけて東京に運んでも一旋にして零落する者もあつた。育林家はこれを見て、この企業の危険性を知り、むしろ「山師」といわれる授機的な素材業を兼ねるよりも、安心のできる山林を所有する方がよいという考えに落着くに至つたという。

斯く本村に於ける素材業者の地位は脆弱な基盤にしかたつておらず、大きな資本力をもつものはないわけであるが、それらの中の1、2につき簡単に生態をみたい。オ39表に示された素材の取引量は森林組合の調べによるが、素材業者からみると約5割方上廻つた数でおさえるものもある。ともかく彼らの中で取引量の大きく且つ主業として営んでいる者の中には、大部分はいわゆる戦後派で占められている。

或ものは取引量に於ては業者として現在最も大きいのであるが、終戦以来最も取引量の多かつたときは2,000石を上廻つたというが、1昨年より仕事が余り進展しなくなつてはきたが、従来は多少の規模を拡大せしめる程度の利潤があつた。しかし昨年の営業結果では200,000円の損失であつた。このオ・ジ氏の29年の経営状況は次の如きである。素材仕

入石数 2,000 石、買入単価 1,800 円、買入総額 3,600,000 円、販売額単価 2,100 円としてその総額 4,200,000 円、この差引 600,000 円の中より諸経費伐採費 160,000 円、搬出費 115,000 円、その他 35,000 円計 310,000 円を除くと、290,000 円残る。しかしこの中事業税、所得税が含まれていないので、実際に利潤として生ずるものは 600,000 円の 2 割乃至 2 割 5 分であり、それは生活費に組入れられている。オ・ジ氏は夏季の素材生産に常雇として専用している 7 名の*「仕事師」に、休止期に彼らの生活の資を与える為の、いわゆる失業救済事業として副業的に薪炭業を営んでいる。これは更に、現在本村において中堅素材業者を形成しているオ・ジ氏の前期的役割を果たしたところの、後にいれるオ・ジ氏の薪炭業者としての「暖簾」を今日も尚残させているものである。薪炭といっても製薪のみで、買上金額は堅、雑薪、粗采あわせて約 20,000 束、金額で計 500,000 円であるが、この売上総額は 812,000 円、労賃、梱包費その他を含め 253,500 円を費用として計上すると、利益 58,500 円となる。極めて利潤率が低いので失業救済的と呼び、暖簾と

* この地方では素材業者は山林労働者をかく呼んでいる。

仕事師の取つなぎとしの石又島を兼ねんとするものである。しかし熟練した労働者も平均 1 日 350 円程度しか稼働できない仕組となつている。

地元山林の立木を購入しそれに加工して飯能乃至東京の業者に素材として販売する場合、オ・ジ氏の場合、先にもみたように少くとも 3,000,000 円の資本を必要とするが、その内訳は自己資金、銀行借入金、山主への立木代の支払延期による操作夫々 $\frac{1}{3}$ づつとなつている。しかしこれは本村素材業者のすべてに通ずるものではない。多くの業者は自己資金 2 割 5 分、飯能製材業よりの借入資金 3 割、その他よりの借入金 2 割程度であり、銀行資本は到底介入の余地のない零細業態である。従つて 2~3 割の山主に対して契約金を支払い、次の支払日の来る以前に支払金以上販売する。つまり飯能の素材業者にこのようにして運材処分するが、これは自転車営業といわれ資本力のいかに小さく脆弱なものであるかを物語るものである。従つてもし買入時の見積石数を見誤ると山主に対する代金はこげつく危険性をはらんでいる。山主に対する手付金支払方法は夫々業者により区々であるが、最初 2~3

割程度を1ヶ月以内に渡し、4ヶ月以内に完納するが如きものが多い。東京又は飯能の業者には武蔵トラックを用いて素材商品を相手方店先渡しとし、地元にあつては県道又はトラック土場渡しをしている。

戦後派ではあるが、堅実に素材業を経営し、本村ではその取引量に於て最も大きいオ・ジ氏の素材業成立過程の概略をのべることは、本村並びに本村近郊に於ける典型的な小規模経営の素材業者の様態を理解しうる一助となるであろう。オ・ジ氏は現在外交にはオートバイ2台をもち、木材市場の事情にうとい平野村的山村である毛呂山、高麗方面で買付け、販賣外交に自身出向いて主力を注いでいる。

オ・ジ氏の先代、先々代は篠のりをしており、かたわら小作をしていた。この小作、或いは「働けど働けどわが暮らし榮にならず」の後の稼業にかかわっていたのでは後代にわたつても尚尋常の生活や生活感情を享受することは出来ないであろうと思い、兎も角この稼業より脱しようとして、先ず節約して小銭を貯え3反歩の耕地を求めて自作農に転化した。オ・ジ氏の弟は海軍に入隊したが不幸にして昭和18年戦死し

たので、その一時慰霊金が3,000円ほどおりた。これを唯一の資本にして、年来の事業を営もうとし、先ず自らの労働力で炭焼を始めた。そしてこゝで三鷹航空K.K.に信用をえて、その専属炭焼となり、又月5,000束の薪を会社に確実に納品した。その実直さを会社に認められて、同年10,000円の資金を借用できることになった。このことはオ・ジ氏を現在の本村における一流の素材業者たらしめた最も大きな原因であつた。オ・ジ氏はここでトラックを常時使い、20名の勤労奉仕による低廉な賃金による労働力を用いて、木炭1,000俵を毎月会社へ送った。そして20,000円の余剰金を見出して、直ちに本村並びに近郊村の山林5ヶ所を購入した。その後の経済混乱時に更に資力を得、20年暮に10ヶ所の山林を求め、当時60,000円の買入価額で21年2月金融緊急措置令の出る直前にはその5倍の300,000円の売値がついていた。以後多少の山林売買の取引をなしたが、殆んどは換金せず残置している。オ・ジ氏は今でも伐採立木の山林所有者を「山主様」といい、彼の倫理観と勤労観とがこの言葉よりくみとられると思われる。

3. 製材業

オ40表 東吾野村製材工場の概況

業者名	サ商店	ア木材 K. K.	森林組合製材部
設立年月日	昭和28.1.20	" 23.9.1	" 22.6.1
企業形態	有限会社	株式会社	協同組合
馬力数	10 HP	10 HP	47 HP
設備	月鋸 20' 3台 " 36' 2" 製材工場、 事務所、倉庫 敷地 ----- 90坪	月鋸 22' 1台 " 42' 1" 製材工場、 事務所、倉庫 敷地 ----- 50坪	自動送材車 1台 テーブル鋸 42' 1" 月鋸 42' 3" 目立機 1" 大型トラック 2" 製材工場、事務所、倉庫 敷地 ----- 166坪
従業員数(含事務)	5人	4人	24人
月平均稼働日数	20日	22日	23日
製品販売先 及心数量	飯能 480石 県内 300" 東京 1,670"	飯能 40石 東京 780"	飯能 1,200石 県内 2,800" 東京 700"
原木消費量	針葉樹 3,500石 償換 5%	針葉樹 1,200石	針葉樹 6,500石 償換 22%

本村における製材業の概要はオ40表に示す如く、森林組合附属工場を除き極めて小規模な基盤に立つ企業のものである。サ商店は資本金 400,000 円であり、埼玉銀行より3割借入している。現在製材業と素材業とを兼ねており、主とし

て樹種はスギ、ヒノキで本村原木より製品を生産せしめており、30年には九州スギを試験的に400石移入した。

ア木材 K.K.は資本金 200,000 円で借入金はない。サ商店の新興製材業兼営に対し、昭和9年よりの製材業者であるが、多少素材業をも最近兼ね始めている。昭和30年に千葉県勝浦より原木を移入した。製材業者はかくの如く素材業を兼営しているのが本村の実態であるが、資本力が極めて小さく、単純再生産を繰返すのが漸くでやる。

本村で製材業が進展しない諸理由を考察してみると、

(1) 木材大消費地東京の極近郊にあり、交通至便のために東京の木材市況が直接に直ちに山林家のところに届くために素材業、製材業の利潤が低いことである。

元来製材価格は立木価格 → 素材価格 → 製材価格のプロセスを経て作り出される。朝鮮動乱後木材ブームは、最終価格である製材価格を騰貴せしめたが、同時に立木価格をも着しく高騰せしめた。それは地代部分の膨脹であり各過程に於ける労賃部門への圧迫によつて成立しているのである。即ち林業労働者 — 伐木より製材に至るまでの —

の低賃金長時間重労働によるものである。然して本村の場合、製材部門も低利潤でしかないとするれば、山林家の地代部分が予想外に大きいものであることが知られるであろう。

- (2) 競争業者の存在することである。先ず近郊には問屋制的資本を古くから築いている飯能素材へ製材業者が存在していることである。彼らは本村の脆弱資本に比し中乃至大規模経営の業態であるから対抗できず、本村素材業者と共に、飯能木材業者の従属下にあると云えよう。多数の有力な飯能木材業者は山林家に対する立木買取にあたり、競って立木価格を吊上げて購入しようとし、為に地元に残りながら原木を入手するのに極めて困難な場面に逢着する。

又飯能業者よりも更に手ごわい競争相手が自村内にある。それは森林組合製材部である。森林組合製材部は後述するが、現在㍻㍺の表よりも解るように、公称㍺㍻HPを有して製材設備、貯木場、倉庫の内容において完備しており、優秀工場の実績をもっているが、経営規模より見るならば大規模に入ろう。本村にあつては、中経営工場がないのは面白い現象であるが、それは森林組合製材部が予想外に急速

に規模が拡大された為であろう。このために零細業者は原木仕入に支障を来し、又零細規模になるほど労賃切下は甚しいにしても、組合と正式のものではないにせよ賃労協定をしても、これが守られることなく随意に引上げられている。それは自家工場従業員に直ちに波及して賃上げをせまられ、益々製材業利潤は低下する。実はこれが山林家への立木価格引下による立木買付であればよいのであるが、山林家は先述の理由により強気であるし、一方山林家を買叩く業界の足並は少しもそろわず、本村製材業者は唯両者の間に挟まれている現状である。

本村製材業者は若干の山林を所有しているので森林組合員であるが、総会の場において自分達の窮状を訴えるまでには至らずにいる。かゝる他工場の経営不振を暗黙に森林組合の幹部は認めて、森林組合製材部も独占的事業にならないように注意を払っていると云っているが、実際の姿は両者の経営力の差を次㍻に甚しいものにさせている。このような現状はやがて本村製材業に表だつた問題を提起せしめるのではないだろうか。こういうことを証するものの

1つに零細経営者の次のような言葉がある。我々は生活してゆくだけで一杯であり、むしろ現状にあつては以前の利益を喰いつぶしており、山林を求める余裕などは更にはない。このような下に在りながら、山林家に対する表面だった恩恵関係はなくとも翌年に義理を返すので、鄭重な扱いをせねばならないといい、又森林組合はこの上設備拡大を図る要はないと述べ、30年に於ては又工場とも森林組合の増資＝製材部の拡張費には応じなかつたという態度をとっている。

これら又工場の発展過程をみるに、ア木材 K.K. は昭和9年に開業され、以来製材業1本で立つて来た。戦後サ商店は素材業を営んできたが、最近になつて製材業を始めた。ア木材 K.K. では統制になる以前までは経営状態良好で、最も発展した時期にあつては一時山林と製材の全従業員が20名をこえたこともあつたが、設備は現在と同じ規模であつた。ア木材は昭和17年泉木社に買上となつて泉木社東吾野工場となり店主ア・カ氏は工場長となつた。又戦争末期には東部軍の工場として接收されたこともあつたが、昭和23年に泉木社よ

り返還されて間もなく現在の株式組織としたが、漸次販路は減少になり、経営は縮小されてきた。

大正年間にオ・ケ氏外数氏所有にかかる純然たる賃挽工場が大字長沢にできたが、水力の枯渇で同年間で閉鎖された。森林組合の前身工場は明治43年ア・ヤ、ア・ト（ア・カ氏の祖父）並びにイ・トの3氏の共同で設立された。この丸鋸2台 10 HP の水力製材工場は全年水害で流出のうきめにあつたが、大正の初め市場部落の現在の森林組合製材工場のところに再建、ア・ヤ氏は独力で買付材を製材して殺流しにして東京に製品を搬出した。大正11年電力に切りかえて、戦時中の企業合同のおり迄運営してきて、そこで組合に吸収されたのである。

以上、本村民による本村左の製材業をみるに、概ね中山林所有者の地主制資本或いはア木材 K.K. は昔機械業を営んでいたこともあり、多分に問屋制的資本の系譜をたどっている。

他市町村民によつて本村に製材業が進出したこともないかわりに、本村民が他地区に製材業を営むものも少い。ア・ヤ氏はア・リ氏の息子にあたるが、現在従業員10人、30 HP

の製材工場を、又4・キ氏は従業員6人、15HPの工場を夫
夫飯能にもっているが、経営状態は普通である。

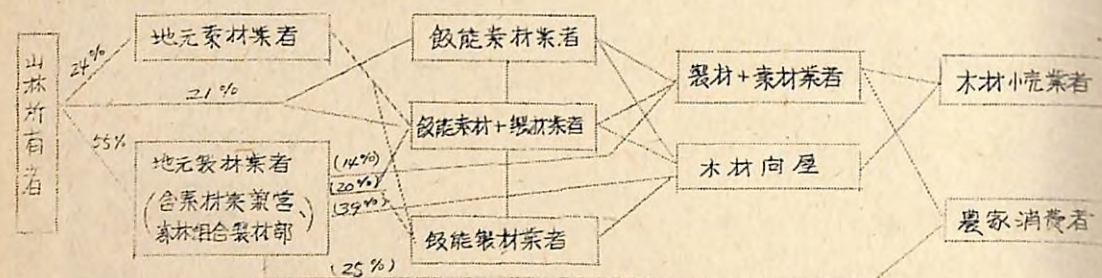
ここで森林組合製材部の現状についていれると、この部の
前身は既に述べた如くであるが、昭和7年暮より発足した経
済更正委員会における林業部の在り方が森林組合の前身をな
すものとみることができる。即ち山林の育成、管理によつて
いかなる種類の材が採れるか或いは1つの製品に適する材を
生産せしめるためには、いかに山林管理をすればよいかの実
験工場として、収益性を二次的に考えて発足したものである。
そのころ経営者ア・ヤ氏の協力者ナ・ヨ氏はこの地を離れた
ので、ア・ヤ氏に凡てをゆずったが、ア・ヤ氏も本村の市場
の狭少性と工場経営の関心度の薄いことより、村に寄附する
ことになった。これが昭和17年11月である。工場従業員
も翌年秋に正式に雇用契約を森林組合と結ぶに至った。この
ころから42吋送材車付帯鋸を有し、経営は略々無難に行わ
れていた。かくて24年3月に現在の48吋送材車付帯鋸を、
27年8月にテーブル帯鋸を取入れて急速に発展した。

実際には経済事業が指導事業を支え、主体的に考えられる

が、森林組合ではその逆の指導事業が主体的であり、経済事
業は副次的なものであるという。経済部門によつてえた利益
金を指導部門に廻して、その資金としているが、しかし既に
述べたようにこの組合の経済部門=製材部の活動の顕著なこ
とは多くの人の知るところである。この製材部は約700万円
の資金調達で運転されている。この内訳は出資金、積立金な
いによる資本金が200万円、農協、埼玉銀行、飯能業者、
地元山林所有者などよりの借入金が500万円であり、借入
金の割合は大きい。森林組合事業援助のために融資さるべき
農林中央金庫よりの借入金はない。製材部の原木仕入先は殆
んどが組合員よりであり、僅か1%程隣接の梅園村よりなさ
れている。又販売先は毎年一定ではないが、飯能材木商へは
少くて、建築業者、最終消費者たる農家の自家用材向が多い。
販売面における外交は常務1人が専属にこれに当たっている。
代金の回収はこげつき等は殆んどなく、割に円滑であり、50
万円以上の大口には1年位かかるが、それ以下の小口は現金
で直ぐに回収されている。工場の従業員一製材工、雑役など
一は井上、虎秀在住者であり、零細農家層である。森林組合

の損益計算書によれば、製材事業で利益金 178 万円があり、これは事業総利益金の 90% を占める。現在における製材部門の健全なる経営をみるが、規模は余りに拡大せしめないようであるが、しかし既に本節に於て種々みたように、組合の独自の製材経営が組合員全体の利益になるか或いは組合の一部のものの利益になるかについては、尚検討の要があらう。

オ 8 四 東吾野木材の流通過程



さて、東吾野の木材が いかに市場に流通するかをオ 8 四によりみてみたい。本村の山林所有者は地元の素材業者に立木として売払うわけであるが、東吾野素材生産量が約 20,000 石であるから、地元業者には略 $\frac{1}{4}$ 処分することになる。素材業者は買受けた立木を「* くるめて」で、トラック道まで**「出し」をして、飯能乃至近くの町村の木材仲介業者たる素材業者又は問屋に売渡す。飯能における素材業者は製材業を兼ね

* 適當の長さに玉切ること、即ち造材することを云う。

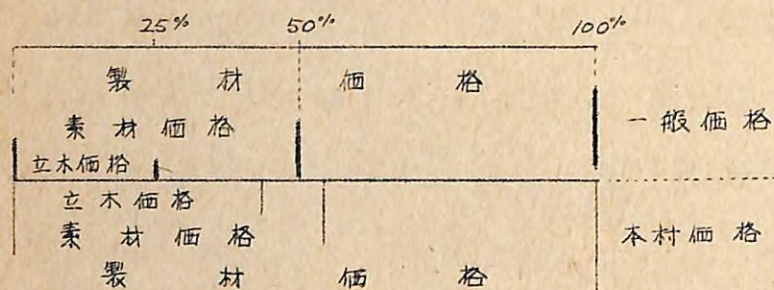
** 林道まで材を運搬することという。

るものが多い。飯能のこれらの業者が直接に本村山林家より買取る量も割に大きい。本村の製材業者は既にみたように個人業者は零細規模であるが、製材業全体を眺めるときは、組合製材部があり、素材業者と比較にならぬ大きな意義と経済勢力を有している。それは本村素材生産総量の 55% が地元製材業者にゆくことよりも知られるであらう。組合製材部はとくに近在農家向自家消費材を直接に出荷しているのが目立つが、製材業者総生産量の $\frac{1}{4}$ もある。今森林組合製材部を含めた地元製材業者の木材処分の割合は、飯能素材兼営の製材業者又は製材専業者に 2 割方、東京の木材問屋に 4 割方、又飯能以外の近在の製材素材業者に 1 割 5 分方販売しているが、トラックの輸送力の有利な点から東京市場との直接取引の大きいことも注目される。しかして本村立木乃至素材価格を決定する者は、飯能、東京の素材業者、製材業者又は木材問屋、それに加えて地元大山林所有者とみられている。

最後に本村の木材価格の構成を実際についてみてみたい。素材業者或いは森林組合での調査によると、立木価格で石当り 1,500 ~ 1,700 円、造材諸経費 300 ~ 500 円、素材価格

で工場土場又はトラック道の中間土場渡しで 2,000 円前後となる。製材製品の最終商品価格はスギ角 1 等で 3,600 円、割 1 等で 3,700 円である。これらを価格構成的にみるならば、オ 9 図よりも分るように必ずしも一般的な価格構成には一致していない。先にものべたが、立木価格と素材価格の差額が僅少でしかなく、そこに剰余価値の入り込む余地のないことから本村において素材業の存立が脆弱な理由が伺われるのである。それと共に理解される他の点は、立木価格の割合が最終製品価格に比し極めて大きいことである。このことは特異な型態であり、注目すべきであるが、立木価格中に育林

オ 9 図 木材価格構成割合



地主の収得する地代部分が極めて多くを占め、結局それが最終的に

林業地代が木材業にもち込まれて木材価格形成の上に大きく影響していることが分るのである。本村山林所有者の経済的基盤はかゝる点より発生するであろうことも又見逃しえないものである。

あ と が き

- 本調査書は山村における経済機構を研究するために林業村の歴史的発展を見ようとしたのであるが、その一端として先ず山村の実態を明かにせんとしたものである。
- 調査は昭和 27 年より 29 年にかけて東京近郊の有名林業地埼玉県入間郡東吾野村において、概ね古文書、役場資料、聞き取り等により行われた。
- 本書に於ては尚大都市近郊の山村として潜在失業人口の流動化をみんとしたのであるが、詳細は次の機にゆずることにした。
- 終始御協力下さった東吾野村役場、森林組合、経営指導員並びに村民その他の方々に、或いは御指導御助け下さった江畑科長はじめ研究室の皆様には厚く感謝申し上げます。

昭和 31 年 3 月

林業試験場経営部 林業経済研究室

小 林 裕

附 圖 表

附表才1表

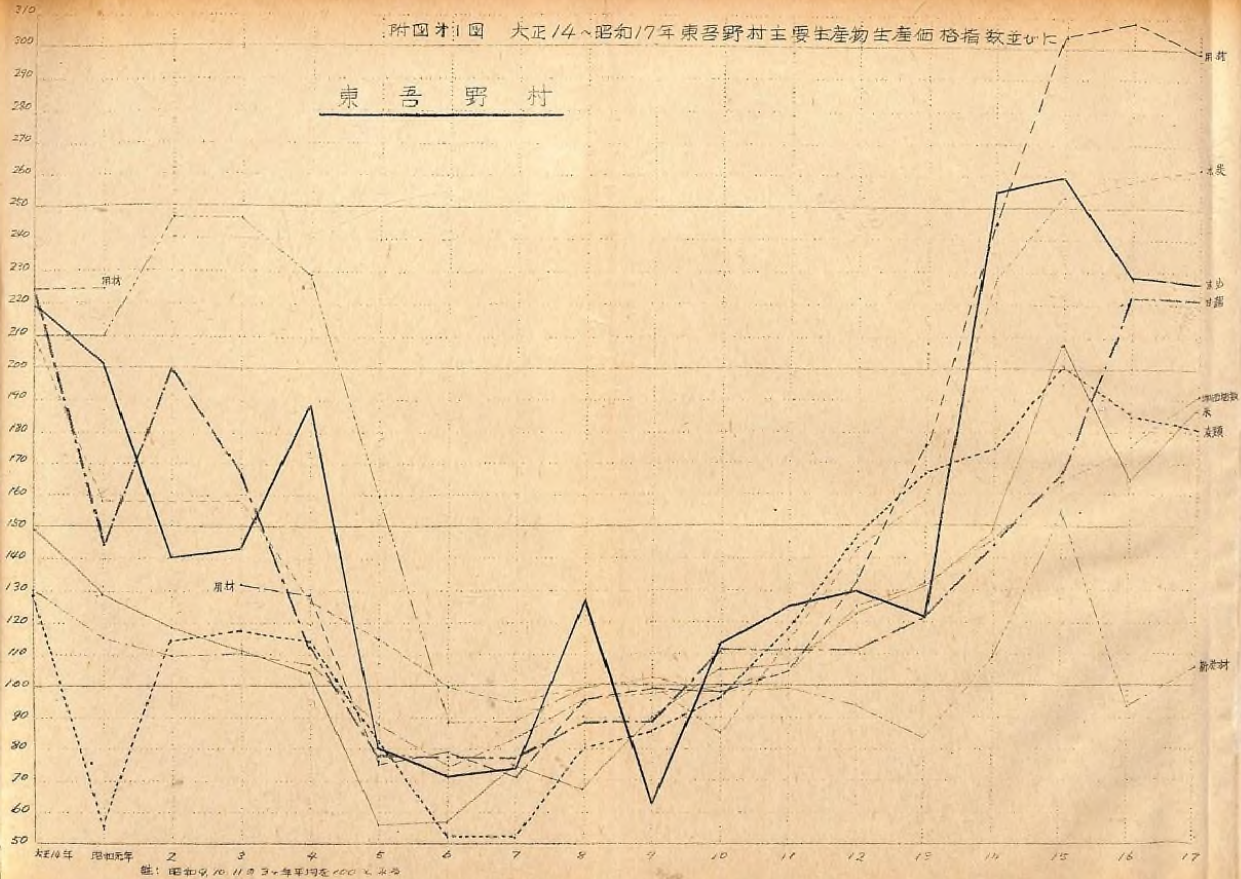
明治42~昭和29年(1909~54)東吾野村人口、戸数表

時 点	戸 数	人 口			1戸当人口	備 考
		総 数	男	女		
明治 42. 12. 31	367 ^p	2471 [^]	1223 [^]	1248 [^]	6.7 [^]	
43. 12. 31	367	2448	1217	1231	6.7	
44. 12. 31	377	2460	1222	1238	6.5	
大正 1. 12. 31	380	2450	1207	1243	6.4	
2. 12. 31	384	2454	1205	1249	6.4	
3. 12. 31	415	2497	1236	1261	6.0	
4. 12. 31	414	2550	1223	1327	6.2	
5. 12. 31	414	2548	1242	1306	6.2	
6. 12. 31	423	2560	1242	1318	6.1	
7. 12. 31	427	2532	1222	1310	5.9	
8. 12. 31	432	2535	1232	1303	5.9	
9. 12. 31	437	2528	1236	1292	5.8	
10. 12. 31	434	2566	1253	1313	5.9	
11. 10. 1	443	2529	1193	1336	5.7	
14. 10. 1	446	2563	1183	1380	5.7	
昭和 5. 10. 1	452	2575	1225	1350	5.7	
10. 10. 1	450	2532	1231	1301	5.6	
15. 10. 1	447	2469	1232	1238	5.5	
20. 11. 1	603	3188			5.3	外に1戸35名あり
21. 11. 1	538	(2919) 2944	(1401)	(1518)	5.5	
22. 11. 1	(510) 514	(2832) 2885	(1401)	(1451)	5.6	
23. 11. 1	(504) 505	(2832) 2858	(1393)	(1439)	5.7	
24. 11. 1	(496) 500	(2816) 2841	(1409)	(1407)	5.7	
25. 11. 1	501	2838	1423	1415	5.7	
26. 11. 1	493	2792	1406	1386	5.7	
27. 11. 1	488	2765	1389	1376	5.7	
28. 6. 1	487	2726	1366	1360	5.6	
29. 1. 1	491	2725	1359	1366	5.5	

註：() 内の数字は埼玉県統計書による

附圖才1圖 大正14～昭和17年東吾野村主要生産物生産価格指数並びに

東 吾 野 村



東京市主要商品卸売物価指数のうごき

東 京 市